

予算決算常任委員会（令和3年度予算審査）会議録

令和3年3月16日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 4時24分閉議

---

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

予算審査の運営について

質疑

令和3年度一般会計歳入

令和3年度一般会計歳出（1議会費～3民生費）

閉議宣告

---

出席委員（15名）

委員長	丹 正 臣 君	副委員長	遠 山 昭 二 君
委員	井 上 久 嗣 君	委員	大 西 陽 君
委員	喜 多 武 彦 君	委員	国 忠 崇 史 君
委員	苔 口 千 笑 君	委員	佐 藤 正 君
委員	真 保 誠 君	委員	十 河 剛 志 君
委員	谷 守 君	委員	西 川 剛 君
委員	村 上 緑 一 君	委員	山 居 忠 彰 君
委員	渡 辺 英 次 君		

---

議長	松ヶ平 哲 幸 君	委員外議員	谷 口 隆 徳 君
----	-----------	-------	-----------

---

出席説明員

市長	牧 野 勇 司 君	副市長	相 山 佳 則 君
総務部長	中 舘 佳 嗣 君	市民自治部長	法 邑 和 浩 君
健康福祉部長	田 中 寿 幸 君	経済部長	井 出 俊 博 君
市民自治部 資源循環統括監	東 川 晃 宏 君	企画課長	大 橋 雅 民 君

創生戦略課長	瀧上 聡典 君	総務課長 兼新庁舎建設課長	青木 伸裕 君
財政課長	丸 徹也 君	都市整備課長 兼新庁舎建設課 庁舎建築管理監	佐々木 誠 君
税務課長	水留 啓諭 君	こども・子育て 応援課長	藪中 洋行 君
介護保険課長	青木 秀敏 君	畜産林務課監 林務管理監	鶴岡 明浩 君
商工労働 観光課長	阿部 淳 君	地域住民課長	庄司 伸一 君
企画課副長	久光 徹 君	創生戦略課副長	千葉 玲 君
総務課副長 兼新庁舎建設課 副長	半澤 浩章 君	財政課副長	佐藤 寛之 君
自治環境課副長	高橋 将人 君	税務課副長	浅見 倫江 君
こども・子育て 応援課副長	御代田 知香 君	商工労働観光課 副長	佐藤 政臣 君
総務課行政係長 兼新庁舎建設課 新庁舎係長	水村 友博 君	財政課長 契約管財係長	大前 忠士 君
こども・子育て 応援課 こども育成係長	中岡 賢二 君	介護保険課 高齢者福祉係長	吉尾 涉 君
地域住民課 地域振興係長	佐藤 匡 君		
<hr/>			
教育委員会 教 育 会 長	中峰 寿彰 君		
<hr/>			
病院事業 副 管 理 者	三好 信之 君	市立病院 事務局長	加藤 浩美 君

事務局出席者

議会事務局長	穴田 義文 君	議会事務局 総務課長	岡崎 浩章 君
議会事務局長 総務課副長	前畑 美香 君	議会事務局 総務課主任主事	駒井 靖亮 君

(午前10時00分開議)

○委員長(丹 正臣君) ただいまの出席委員は全員であります。これより本日の委員会を開きます。

---

○委員長(丹 正臣君) 本日の会議録署名委員は、3月11日の予算決算常任委員会で指名のとおりであります。

---

○委員長(丹 正臣君) それでは、本委員会の運営について申し上げます。

本委員会に付託されました事件は、議案第10号から議案第19号及び議案第21号から議案第29号までの令和3年度士別市各会計予算と、これに関連を有する議案19案件であります。この付託案件の質疑から採決までを、本日から3月18日までの3日間で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

付託案件の審査方法は、質疑については、あらかじめ通告書を提出いただいておりますので、通告に従い、一般会計については歳入を一括質疑し、次に歳出を款別に質疑します。特別会計については5会計を一括、企業会計については水道事業会計、病院事業会計を一括して質疑し、関連議案についても一括して質疑をいたします。最後に、令和3年度予算全般についての質疑を行った後に採決を行います。

---

○委員長(丹 正臣君) それでは、議案第10号から議案第19号及び議案第21号から議案第29号までの令和3年度士別市各会計予算と、これに関連を有する議案19案件を一括議題といたします。令和3年度一般会計予算についての質疑を行います。

初めに、歳入について一括して質疑を行います。

御発言ございませんか。西川 剛委員。

○委員(西川 剛君) 歳入、各項目ございますけれども、順に質問していきたいと思います。よろしく願いします。

まず、第10款地方特例交付金について伺います。

予算書は20ページからになります。

まず、地方特例交付金、説明欄には、個人住民税減収補填、自動車税減収補填、軽自動車税減収補填。また、次にいきますと、固定資産税減収補填、都市計画税減収補填と説明がございますけれども、地方特例交付金について、まず、どういったものなのかということをお知らせください。

○委員長(丹 正臣君) 佐藤財政課副長。

○財政課副長(佐藤寛之君) お答えいたします。

地方特例交付金についてのお尋ねでございますけれども、これにつきましては、国が地方税制上の特例措置として減税を実施する場合に、その減収見合い分を地方特例交付金として補填

するものでございます。地方税の代替的性格を有する財源でありまして、用途を限定しない一般財源に当たります。これにつきましては、交付税上も基準財政収入額として75%を算入しているところでございます。

特例交付金の種類ですけれども、まず一つが住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除による減収を補填するものが個人住民税減収補填特例交付金ということになります。

もう一つが、消費税引上げに伴う需要の平準化のために、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率について1%軽減されていたところでありまして、この特例措置の適用期限を6か月延長するというので、令和3年3月末までに取得したものということになりますので、この特例措置に伴う減収を補填するものが自動車税減収補填特例交付金、それと軽自動車税減収補填特例交付金ということになります。

それと、令和3年度課税分に限った措置となりますけれども、中小企業者等が所有する償却資産等に関する固定資産税や都市計画税の課税標準の特例措置などによる減収を補填するものということで、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金ということです。これにつきましては、基準財政収入額に含まずに全額国費で負担されるというものでございます。

本市の予算の計上の考え方についてですけれども、まず一つが、個人住民税減収補填特例交付金につきましては、地財のほうで3.7%の増ということで示されておりまして、令和3年度では650万円を見込んでいますところ。自動車税減収補填特例交付金につきましては、地財で41.7%の増ということで、900万円を見込んでいますところ。軽自動車税減収補填特例交付金につきましては、地財で10.7%の増ということで、100万円を見込んでおりまして、この3つにつきましては、それぞれ地財で示された伸び率を基に算定をしているところ。す。

それと、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、これにつきましては、中小企業の所有する償却資産に対しまして、固定資産税減収分、家屋で2,796万円、償却資産で596万4,000円、都市計画税の減収分としまして487万4,000円、これらを合わせまして3,879万8,000円を見込んでいますところでありまして、これらにつきましては12月末までの申告実績に基づいて計上させていただいているところ。す。

以上でございます。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 確認になりますけれども、とりわけ新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の部分については、ただいま説明ありましたとおり、資産税の申告等に基づいてということであろうかと思いますが、この交付金が、いわゆる対象となる本市の税収減というのは、具体的には何年分税収が幾らぐらい落ち込み、それに対して国がどのように補填されているという、本市の税収の減とこの交付金の関係で、分かればそこをもう少し説明いただければなと思うんですけれども。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤副長。

○財政課副長（佐藤寛之君） 対象となる税の本市の減収状況との関わりについてでございますけれども、基本12月末までの申告のものについて積算をしているということでありまして、令和2年度の状況で申し上げますと、個人住民税減収特例交付金でございますと637万4,000円、これを見込んでいたところですが、これに対する住宅借入金等特別税額控除ということで、減収分が662万4,000円で、交付のほうは25万円ほど少ないといった実態であります。

自動車税減収補填特例交付金につきましては、道税でありますので見込みが立たないということでありまして、もう一つ、軽自動車税減収補填特例交付金、これにつきましては市町村税でありますけれども、申告納付であることですか、当面賦課徴収は北海道が実施するということになっておりますので、実額は不明ですが、税収の状況などから判断しますと約70万円程度ではないかと考えているところでありまして、交付金では125万8,000円を見込んでいたところですが、70万円程度ということで、55万8,000円ほど多く交付されているといった実態でございます。

以上でございます。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） ここで確認したかったのは、要は本市の大事な自主財源が減税等の税制対策によって、あるいはコロナによっての影響によって落ち込んだ場合には、当然ながら地方財政制度の中で、その分を交付金、特別交付金という形でしっかり手当てをされている。その額もおおむね、見積りとの相違はあるかもしれないけれども、その分は交付金という、この制度の中で措置をされていると、こういう理解でよろしいか、この点については確認させてください。

○委員長（丹 正臣君） 水留税務課長。

○税務課長（水留啓諭君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、令和3年度限りの措置であります。これから令和3年度の課税を行うわけでありまして、その積算につきましては12月末時点の申請状況、それから、1月末までが申請期限でありますので、そのほかの業種、対象業種等の状況を加味しまして、歳入予算のほうで3,879万8,000円を見込んで、その分は歳入には乗せていないという形になります。この同額をこの交付金の中で予算措置をしているところでありますので、実際に実額としては課税をしたタイミングで額が決まることとなりますけれども、減額になった分がそのまま交付金として措置されることになると考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 私は今の答弁で理解をいたしましたので、次の質問をします。

次に、第11款の地方交付税についてお伺いします。

予算書は22ページになります。

本市の財源の中では大事な歳入の予算だと思います。ここでまずお伺いをしたいのは、ただいまの地方特例交付金の御答弁の中でも、地方財政計画の中での伸び率という答えが答弁の中でも触れられているんですけども、この地方交付税の見積額については、2月17日に議会の全員協議会で地方財政計画のポイントということで、ペーパーとしても示されて説明をいただいているところでありますので、まずここでお伺いしたいのは、交付税がどのように見積もられているかということの確認で、地方財政計画の中で一般財源総額と言われているもの、地方税、地方譲与税、あるいは地方特例交付金、今お伺いしている部分、それから今質問します地方交付税、さらには市債の中に入っています臨時財政対策債、このいわゆる一般財源総額が地方財政計画の中では令和3年度にそれぞれどれぐらいの予算額があって、前年度からの伸び率ということで説明をいただいておりますので、ここの国の地方財政計画と本市のいわゆる歳入予算の見積りがどのような状況になっているかという点でお伺いをします。

関連がございますので、今申し上げた地方税、地方譲与税等、それから地方特例交付金等、それから地方交付税、臨時財政対策債、この4項目について、国のいわゆる令和3年度の伸び率と、本市のこの伸び率が予算比で見るのかどうか、正しいのかどうか分かりませんが、まずこの4点、どのような額となっていて、それを受けて本市が地方交付税の中で幾ら措置をしていると、予算を積算しているのかという点でまずお伺いをしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 丸財政課長。

○財政課長（丸 徹也君） まず、地方財政計画上の一般財源相当額での各費目の伸びですけども、まず、これは地方財政計画ということになりますので、都道府県、市町村合わせてのものになりますけれども、地方税につきましては前年対比6.5%減の38兆3,000億円、それから地方譲与税、こちらについては前年度比29.2%減の1.8兆円、それから地方特例交付金、こちらにつきましては78.2%増の0.4兆円の増、それから地方交付税については5.1%増の17兆4,000億円ということになっております。

一方、本市の状況でございますが、先日お示ししています資料のとおりになるんですけども、市税につきましては7.6%減の約20億4,000万円、地方譲与税については8.8%減の2億5,500万円、それから地方交付税については1.2%減の75億4,000万円、それから、申し遅れました臨時財政対策債につきましては、地財のほうで74.5%増になってはいますが、本市におきましては57.7%増の4億9,800万円の計上をいたしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 先ほどの地方特例交付金も含めて、今言われている部分もそうなんですけれども、地方財政計画の中でどのように見積もられているのかというのが本市の歳入を考える上で一つの目安になっているかなと思うんですけども、そこで行きますと、今、交付税でいくと、国の地方財政計画上でいけば令和2年度から令和3年度、いわゆる伸び率はプラス5.1%という答弁をいただきました。それに反しまして、本市の当初予算の地方交付税につい

てはマイナス1.2%と見積もっているというお話でございますので、この伸び率が、先ほどの質問でも入れましたけれども、どういうふうにイコールになるかというのは分からないんですが、ほかの多くの地方税等々がおおむね地方財政計画上のいわゆる見方を本市の歳入の中で見ている中であって、この地方交付税だけはマイナス1.2%と、いわゆる国のほうの伸び率に対して反対のマイナスで積算をしていると。その部分についてのこの差の考え方、どのような状況でそのような見積りになっているのかということをお伺いします。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤副長。

○財政課副長（佐藤寛之君） お答えいたします。

交付税の伸び率と本市の交付税の計上額との関係でございますけれども、普通交付税につきましては例年当該年度の7月に交付額が決定されますけれども、予算編成時点におきましては12月に公表されます地方財政計画の概要、それから1月末に公表されます地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等という資料に基づいて新年度の普通交付税のほうを見込んでいますところでもありますけれども、令和3年度地財における伸び率が5.1%。これに対して市の計上額がマイナスになっているということでございますけれども、こちらにつきましては、普通交付税の見込額を全額予算に充当せず一部留保しているものでございます。この留保額については約1.6億円ほどを見込んでいますところでございます。

この留保額を加味して普通交付税の前年度の予算比でいきますとプラスの1.2%、実質的な交付税でいいまでも、前年度対予算比でいきますと4%の増ということになっています。これでもまだ5.1%に届かないということでもありますけれども、この乖離の要因でありますけれども、本市は公債費が増加をしております、令和元年度でいきますと24.2億円、令和2年度で27.2億円、令和3年度で27.6億円ということで増加をしているところでもあります。これに伴いまして交付税算入公債費のほうも増加しますので、令和元年度でいきますと12.4億円、令和2年度で15.1億円、令和3年度でいきますと15.2億円ということになりまして、令和2年度でいきますと、公債費の増によりまして地財と比較して大幅に伸びたということでありまして、地財では2.5%の増と示されたところですが、結果的には6.4%の増ということでありまして、地財とは逆のほうに乖離をしているということでございます。

一方で、令和3年度につきましては、算入公債費の見込みが微増ということで、1,000万円しか変わらないということでありまして、総体としては地財ほどの伸びはないと判断をしております、この計上額ということでございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 本市財政の見積りにおいては、大変重要な、これだけの自主財源というか市税等の部分が割合、理事者答弁でも市税が二十数%しかないのとなると、本市財政の見積りには大きなウェートを占めておりますこの交付税をどう見るのかというのが本当に大事だと思いますけれども、今の答弁を素直に受け取れば、はっきりしていないのかということなのか、

また答弁の中にありました留保分というのが出てくるんですけども、3月のこの段階で予算というのは私は1年間のあらゆるものを全て見積もっているものだと理解をしているんですけども、今の説明でいくと、3月で成立した予算を予算執行していったうちに7月の国の交付税配分が決まると、そこは揺らぐんだと。国のトレンドで見ればプラス5%なので、今言われている留保分1億6,000万円は当然入ってくると見積もってはいるんですけども、この当初予算には載せていないと、こういう理解になるんですけども。

先日の大綱質疑の中でも、予算をどう見積もっていて、それが計画に整合しているのかということをお聞きしているんですけども、正しい数字が見積もれないのでという答弁を様々、未来に向かっての仮定の話ができないのでという答弁も実はいただいたりもするんですけども、市の財政をこの1年間どうですかと見積もるときに、ありとあらゆる数字があつて、国のこの財政計画の伸び率は、今言われたとおりですと、過去の実績でいっても小さく見積もっていて大きく入ってきたこともあったという答弁などからすれば、逆に大きく見積もって、結果、歳入欠陥を起こしたということがあるんだしたら、その部分を言ってくれたらありがたいと思うんですけども、歳入予算は極めて厳しく見ているはずなので、それが実際の年度が始まって地方交付税歳入を見ると、よほどの事情がなければ多分厳しく見積もった額は入ってくると、そういう態度でいいんだと思うんです。

この当初予算の中で、この1億6,000万円とかで、令和3年度でいけば必ず入ってくるだろうというものを、あえてこの当初予算で外しているという意味について、もう一言説明をお願いできればと思います。

○委員長（丹 正臣君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

まず、地方交付税につきましては、地方交付税も普通交付税ですけども、今お話しありましたとおり、例年これは7月に算定され決定される形になります。現状、例年ですと12月、1月ということで国から示されている地方財政計画、これはあくまでいわゆるマクロベースという形でのものになります。その部分での配分により、この間、最終的な7月の算定の時点ではいわゆる基準財政需要額に基づくマイクロベース、個々の団体ベースの算定という形になってまいります。そういった部分でいきますと、現状予算の段階でいくと、どうしても地方財政計画の伸びで想定いたしますマクロベースでの数字を基に算出せざるを得ません。そういった部分でいきますと、まだ数字的に確定していないという状態がございます。ただ、実際我々の作業といたしましては、そのマクロベースの地方財政計画の伸び率、この部分を踏まえて一定の算出をさせていただき、一定量の総額が大体これぐらいという部分の見積りは実際いたしているところでございます。

しかしながら、その金額をなぜ全額積まないのかという形になるんですけども、まず、今年度については、大きな要因が昨年引き続き除雪対策経費、これを補正予算で先送りさせていただいています。その部分の財源として当然一部分地方交付税を見ている部分でございますの

で、そういった部分で言えば、その部分を留保財源として見ているということが一つ。それから、通年ベースで当然補正予算の中でこれから計上しなければならないという予算もございません。それにあてがう財源もある程度見なければならないという部分になりますと、そのこの経常的にかかってくる経費については当然一般財源として見なければならないということで、円滑な財政運営をしていく上では一定程度の留保財源を持つこともやむを得ないものだと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 例年の予算のつくりでいけば、今の財政課長答弁はそうなんだろうなと思うんですけども、ここは何度も議場で私が申し上げたとおり、令和3年度予算にあっては、その歳入額を小さく見積もるといことは、おのずと歳出予算に制限が加わるということです。だから、その歳出予算に大幅ないろんな見直しをしている。その財源として歳入をどう見積もるかということです。これを小さく見積もられてしまうと、結果、歳出に大きく見直しの制限がかかっているのではないかと。こういうことで今理由を聞いているところなんですけれども、分かりました。別の項目もありますので、次の項目に進みたいと思います。

同じく地方財政計画を見ますと、2021年、2022年度、令和3年度と令和4年度の2か年について、新たな歳出ということで地域デジタル社会の推進費というのが措置をされています。この内容についての説明と実際の令和3年度予算額への算定がどのようになっているか、お知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤副長。

○財政課副長（佐藤寛之君） お答えいたします。

地域デジタル社会推進費に関連しての御質問でございます。

本市におきましても、光回線の未整備エリアにつきまして、新年度にこの整備が実施をされて、市内全域に光回線が整備をされるところでございます。こうした光ファイバーの全国的な展開ですとか5Gのサービス開始など、情報通信基盤の進展を踏まえまして、これからのサービスを有効に活用して全ての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を推進するために、2か年に限って地財を措置されるものでございます。

全体の事業費としましては2,000億円で、臨時費目として普通交付税で措置をされるものでございます。算定の配分につきましては、都道府県と市町村で4対6で、都道府県が800億円、市町村が1,200億円ということで配分されるものでございます。測定単位につきましては人口で、算定に用いられます指標としましては、65歳以上の人口、障害者手帳交付台帳登録搭載人口、事業所数、一次産業事業所数、中小企業数などを加味しまして算定をするというものでございます。

補正係数が現段階では不明でありますことから、具体的に見込むことは難しいところもございますけれども、単位費用としまして760円ということが示されておりますので、測定単位の

人口約1万8,000人から推計をしまして約2,000万円と見込んでいるところでございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 2,000万円が令和3年度の地方交付税の中の普通交付税分だと思いますけれども、その中で積算としては盛り込まれているということを確認させていただきました。

次に、地方交付税のうち特別交付税についてお伺いします。

予算額を見ますと9億6,000万円です。これは令和2年度当初予算比プラス・マイナス・ゼロだと思うんですけれども、この特別交付税については、財政健全化実行計画における歳入確保策ということでも総額6,800万円、病院の新たな経営改革プランに基づく許可病床の見直しによって、この特別交付税分がプラスとなって、それが歳入分としてプラスに働くということでこの間説明をいただいておりますけれども、令和3年度当初予算の内訳を見ますと、この特別交付税については令和2年度との比較ではプラス・マイナス・ゼロということでありましてけれども、この6,800万円はどのような取扱いになっているか、お知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤副長。

○財政課副長（佐藤寛之君） お答えいたします。

特別交付税におけます許可病床の見直し分の交付税の算入状況についてのお尋ねでございますけれども、特別交付税における不採算地区病院に該当するもので、要件としましては、許可病床数150床未満、それから、最寄りの一般病院まで15キロメートル以上離れていることが要件ということで、令和3年度中に20床減の128床を予定しているところであります。150床から128床を減じまして、これを2倍した数値が基礎数値ということになります。この基礎数値に154万9,000円を乗じまして6,800万円ということで算定をしているところであります。

この効果額が予算にどう反映されているのかということでありましてけれども、特別交付税につきましては昨年と同様9億6,000万円を予算に計上しているところでありますが、不採算地区病院の算定方法が決められております。これはいわゆるルール分でありまして、特別交付税の算定には見込んでおります。

普通交付税と同様に見込額を全額当初予算に計上しておりませんので、特別交付税、これにつきましては災害ですとか普通交付税に補足できない需要について措置されるものでありますから、令和2年度交付額についてもまだ未確定ということでございますので、予算時点では昨年と同様の額を計上させていただいたということでございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 未確定なのでということで、算定はできるんだけれども、予算額までは入れられないということで御説明だったんですけれども、ここでいくと、特別交付税の額が確定する時期についてお伺いをします。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤副長。

○財政課副長（佐藤寛之君） 例年でいきますと3月下旬ということでございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） なかなか実績額が確定しない中の予算の策定については大変であるということを理解しました。

次に、款でいくと第17款、財産収入について伺います。

予算書は40ページでございます。

そのうち不動産売払収入についてでありますけれども、令和3年度予算額でいきますと2,128万4,000円が計上されています。その多くは木を売却するということになっておりますけれども、建物・土地でいくと39万6,000円ほどかと思っておりますけれども、こちらも健全化実行計画との関係でお伺いします。

令和3年度から令和7年度までの5か年、このいわゆる市が保有している財産の売払収入額については毎年1,000万円、この計画期間5年でいくと、5,000万円ほどの効果額と説明を受けておりまして、さきの大綱質疑で谷議員の質問の中でもありました。まず、この当初予算に予算化できない理由についてお伺いします。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤副長。

○財政課副長（佐藤寛之君） お答えいたします。

健全化実行計画におけます効果額を年間1,000万円程度と、それで5,000万円ということで見込んでおりますけれども、確実な売却が見込めないという段階で予算では計上すべきではないという判断でございました。

公売が確定しているものもございまして、確定していないものもございまして、まずは令和3年度の目標達成に向けて、この5か年で見込んでいる5,000万円の達成ができるように積極的な売却に努めていきたいと考えておりますけれども、予算には計上はできないという考えでございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） そこで、これもさきの大綱質疑の中で谷議員への答弁で一部数字等々も示されていたんですけども、令和3年度の当初予算では確実性がないので予算化はできないけれども、売れば当然これは決算としては上がってくるということで、それが年間で1,000万円、5か年で5,000万円相当の売却ができれば、これは健全化計画の中の歳入確保に大きな役割、寄与するということだと思っておりますけれども、逆の質問、逆の見方で、この部分で再確認なんですけど、この財産、効果額で5,000万円以上あるという財産。例えば現時点で5か年でどの財産をといる想定があるのか、その箇所数と、いわゆる何かというのは分からないですけども、簿価なのか分かりませんが、市のほうで見積もっている対象財産、これについてお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤副長。

○財政課副長（佐藤寛之君） お答えいたします。

売却を見込んでおります未利用財産についてでございますけれども、額につきましては公売公示前ということなので、概算ということで御理解いただきたいと思っておりますけれども、今計画している売却額ということで御理解いただきたいと思っておりますけれども、健全化計画策定時点での売却額ということで御理解をいただきたいと思っております。まず、清掃車両センターの跡地の一部ということで約650万円程度、それから武徳小学校教員住宅につきまして土地・建物を合わせて約310万円、それから旧桜丘団地の跡地ということでここが約700万円、旧農業試験場跡地の土地でありますけれども、ここの土地代が約1,300万円、それから大通東19丁目、ホームマックスの南側に当たる土地でありますけれども、ここが約2,000万円ということで、これらを合計しますと約5,000万円ということになりますけれども、このほかにも見込まれる遊休財産もございますので、こういったものの売却に努めて効果額を出していきたいという考えでございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 率直に思った部分でいくと、今示された額でいくと4,960万円ということで、5,000万円には足りないということが一つ事実としてございます。当然、公募等かけた中で予定額を出すんですけれども、さきの大綱質疑のやり取りをお伺いしていれば、桜丘団地についてはかなり売れない、高いのではないかという指摘もありますので、恐らく売価についてはさらに小さくなるのではないかと思うんですけれども、もう少しあるのだと思ったんですけれども、もっとないですか。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤副長。

○財政課副長（佐藤寛之君） お答えいたします。

約5,000万円に若干至っていないということで、ほかにもあるのではないかという御指摘でございますけれども、当然相手がいることでございますし、なかなか正確な数字だとかも申し上げにくい部分もありますけれども、もう一つ今の時点で想定しているところでいきますと、朝日の職員住宅のコーポひまわり、こちらですとかを今は想定しているところでございます。価格等については現段階では申し上げられませんが、ほかにも何点か打診があったりですとか売却を検討しているものもございまして、現段階で公表は控えさせていただきたいと思っておりますけれども、こういったものも含めて、効果額5,000万円が達成できるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 次の款に移ります。第20款繰越金、予算書44ページでございます。

これは当初予算額では当然毎年1,000円ということで予算計上し、現在令和2年度、決算を

して、前年度からの繰越金ということになると思うんですけども、これは令和2年度の決算見込み、現時点での見込額、この繰越金、予算では1,000円ですけども、どれぐらいを現在見込まれているのか、お知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤副長。

○財政課副長（佐藤寛之君） 決算の見込みについてでございますけれども、健全化実行計画では、決算見込みとしまして2億9,700万円の収支不足を見込んでいたところでありまして、当初予算の時点では、3,500万円ほど改善しました約2億6,200万円の収支不足を見込んでいます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 確認です。2億6,200万円の収支不足ということでの見込みですので、これは結果的には決算時には繰越金額はゼロということでは理解してよろしいですか。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤副長。

○財政課副長（佐藤寛之君） お答えいたします。

本定例会の最終日におきまして、例年どおり主な事業の減額補正を実施いたしますけれども、最終補正におきましては、財政調整基金約2億9,500万円の減額を予定しておりまして、全体でいきますと一般会計で2億8,000万円の一般財源の減額補正となる見込みでございます。例年でいきますと1億5,000万円から2億円ほどの減額を見込んでおります最終補正でありますけれども、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から多くの事業が中止・縮小となったことから大きな減額ということになったものでございます。

これによりまして、財政調整基金の予算現額約4億円ということになります。現時点では、特別交付税の交付額も決定していないことと、最終的な不用額、これも例年より大きくなることも想定されますので、当初予算編成時点での見込みの2億6,200万円の収支不足についても圧縮される可能性が高いものと考えております。

しかしながら、現時点では令和2年度の決算も単年度収支は赤字の見込みでありまして、不足分については財政調整基金で対応するということになってございます。したがって、令和2年度同様、出納閉鎖時点におきまして、資金の収支状況を可能な限り把握しながら実質収支の額を1,000万円以内の範囲に収めるように財政調整基金の取崩しの調整を行うという考えでございます。

これによりまして、令和2年度の決算につきましては単年度収支が赤字となった場合、歳計剰余金積立についてはこの半分の500万円程度を想定しておりますことから、実質単年度収支から歳計剰余金積立額を除いた約500万円程度が前年度の繰越金ということになるかと思っております。

以上でございます。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 最終日補正で整理予算あまたあると思いますけれども、財調基金の圧縮が図られるけれども、例年どおりの対応でいけば500万円ぐらい、ここが決算になるかなということに理解をしました。

次に、第22款市債についてお伺いします。

予算書は50ページからになります。

市債のうち令和3年度投資的事業に係る起債発行額というのを、予算の提案説明で副市長からいただいています。7億1,300万円と言われています。こちらも財政健全化の計画の関係でお伺いしますが、令和3年度から令和7年度までの5か年の中でこの投資的事業に係る起債の発行額については52億円以内とすると計画では言われているところでありますので、5か年、5で割れば各年度10億円以内であれば達成しているのだと理解をするところがございます。

ですので、令和3年度の投資的事業に係る起債発行額、市債総額でいけば14億円ということでありますが、このうち計画で言っている投資的事業に係る起債発行額は7億1,300万円、10億円の中に収まっているよという、こういう理解をしていいんだと思うんですけども、この投資的事業については、平成30年度からのまちづくり総合計画、いわゆる実行計画、展望計画の4年、4年の8年間の中でおおむね計画事業については出されているんだと思うんですけども、令和2年度、今年度が終わると残り5か年です。令和3年度は実行計画の最終年、今説明いただいているところであれば、令和3年度で次の4年間に向かっての事業をローリングするとお伺いしています。

ここでは平成30年度に戻っていただいて、そもそも8年間でどれぐらいの事業ボリュームを想定していて、令和2年度末までで3か年で実施して終わったものがありますので、この残り5年の中でどれぐらいの事業量が残っているのか。要は52億円で収まるのか、そこを超えていけば何かしら見直しが入るんだろう、もっと言えば、逆に52億円なければ、これは当然今の時点で計画でうたわれている52億円は達成をするのだということが理解できるので、令和3年度からの令和7年度まで5か年部分で、平成30年度のまちづくり総合計画の中の事業量がこの3か年でどれだけ終わっているのか、計画上でいけば残りどれぐらいの事業費なのだとお伺いしていただけます。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤副長。

○財政課副長（佐藤寛之君） お答えいたします。

まず、起債の新規発行額、5か年で52億円ということに設定させていただいておりますけれども、これについての考え方でありまして、財政健全化実行計画における具体的方策のうち投資的経費の抑制としまして、大型建設事業の抑制と投資的事業に関連する起債発行額を5か年で52億円に抑制ということで位置づけをさせていただいているところでございます。

起債の残高が年々増大をしております、令和2年度からは減少に転じる見込みでありますけれども、増大をしているということで、交付税算入率の高い過疎債や合併特例債などの有利

な起債を活用しているとはいえ、実質公債費比率を押し上げる要因となっているところがございます。令和4年度に元利償還のピークを迎えますことから、財政負担の平準化と将来世代への過度な負担を残さないよう、負担の公平性の観点からも体質の改善に向けて一定の制限が必要との考えから、年間約10億円、52億円に抑制しようというものでございます。

そこで、委員御指摘の展望計画期間中になりますけれども、この先の投資的事業がどの程度あるのかということでございます。展望計画期間中の初年度から申し上げさせていただきますけれども、令和4年度の事業数でいきますと44事業、事業費にしまして15億9,900万円、うち地方債が6億1,100万円、令和5年度でいきますと40事業で11億9,000万円、起債の発行額が4億6,900万円、令和6年度が34事業、11億6,900万円、起債の発行が5億300万円、令和7年度が31事業で8億8,700万円、うち起債が4億3,500万円ということです。この4年間の合計でいきますと73事業ということで、継続事業等もございますので73事業ということになります。事業費にしますと48億4,400万円、このうち地方債を予定しているところが20億1,900万円ということなんです。

このことからいきますと、展望計画期間中に予定していた事業について、健全化実行計画の投資的経費の抑制によって中止ですとか先送りといったことをしなければならないという状況にはございません。

ただ一方で、この数字からしますと、平均すると年間約5億円程度の起債発行予定ということになりますので、上限の約10億円との乖離が大きいと感じられるかもしれませんが、この計画策定時点におきましては、農業部門ですとか道路、橋梁、こういったものの起債発行については一定の確度で想定が可能ですけれども、全ての投資的事業についての適債性を確認できないことから若干少なくならざるを得ないという現状がございました。それから、実行計画期間に予定しておりました投資的事業です。これを先送りしたのもございますし、逆に展望計画期間中に予定していた事業が前倒しされた、こういった事業もございますので、既に計画策定時点と乖離が生じているという現状もございます。

それから、当初、計画策定時点から一定の大型事業、建設事業については完了するだろうということを見込んでおりますので、ストック財産を生かして、今後においては、施設や設備の安全性の確保ですとか長寿命化、こういったものに向けた改修事業にシフトしていくということを見込んでおきまして、この考え方については都度御説明してきたとおりでありますけれども、令和3年度のローリングにおいて、適切に投資的な改修事業を計上していこうというものでございまして、まちづくり総合計画、現計画の策定時点では展望計画期間中の事業を全て見込み切れているものではないということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 今、額を示していただいたので、逆に今見積もれていない事業などについても、この計画期間中なので新たな投資的事業は何もできないんだということではなくて、当

然ながら今の数字からいけば、その差額分については必要な事業を新規で行うことができるんだと、こういうことだと理解をさせていただきました。

そこで、市債の中のうち過疎債についてお聞きいたします。

とりわけ本市の財政の中でも、市債の中で、過疎債は有利な起債だということでこの間も説明をいただいておりますし、例えばそのソフト分などについては、敬老バス乗車証交付事業あるいは開業医誘致病院事業会計へのということ、本市の課題解決のためにはしっかりと活用している市債だと思いますけれども、お聞きをしますと、この過疎債の前提となる特措法は令和2年度末、今年度末で終わりだということ、現在国会においては新たな特別措置法が議論されて審議をされていると聞いております。直近でいけば3月9日に衆議院に提出をされて、12日に衆議院は通ったとお聞きをしているので、新聞報道によれば3月中成立は見込みだということなんですけれども、とはいえ、この過疎債については新たな特措法に基づく活用ということになりますので、現時点で財政支援等の部分、とりわけ本市でいけば過疎債ソフトと言われているものが、次期対策の中でも残るのかどうなのかという確認をしたいと思います。

新たな過疎法、名前は多分言ってくれると思いますけれども、これまでと財政支援等の中身はどのように変わっているのか、変わっていないのか。また、国会の審議成立、だから本市でいくと、この過疎債ソフトと言われている根拠が、ちゃんと令和3年度あるよということなのかどうなのか、現時点の考えをお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 大橋企画課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えいたします。

今、国会の中で審議されている法案ですけれども、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法という名称で審議をされています。お伺いのありました支援措置についてでありますけれども、現在、現行法の支援措置については継続されるという情報をいただいているところです。特に今お尋ねのあった過疎対策事業債、いわゆる過疎債については、ハード事業、ソフト事業共に交付税措置が継続されるという情報をいただいております。

これまで過疎法は4回にわたって議員立法により法案が成立してきています。今回も5つ目の過疎法になるわけですけれども、3月末までの成立を見込んで私どもは過疎債を充当した予算立てをしているということです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） それで、地域計画の策定などについては今後だと思いますけれども、今答弁の中では、当然活用ができるという前提で予算立てだということなんですけれども、具体的に地域における地域計画の策定でありますとか実際に過疎債として活用ができるスケジュールなどについては、これは再確認になって申し訳ないですけれども、この予算で上げられている事業は全て対象となって、いわゆる漏れなく対象となるだろうと、あとはその事業のスケジュールなどについても大丈夫だと見込んでいるのか、改めてそこの部分を確認させてください。

○委員長（丹 正臣君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） 市町村計画の策定スケジュールですけれども、今現在、道のほうから仮定のスケジュールが示されていますが、過疎計画は議会の議決が必要ということで、市町村議会の9月議会での議決を目指して策定を進めてほしいという連絡をいただいています。それに向けて市町村計画は策定を進めていきたいと思っています。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 歳入についてはなかなか質疑の中でも上がらないということで、ただ、本市においては、繰り返しになりますけれども、財政健全化実行計画、市民の中では、本市はお金がないんだ、こういう言葉が先立っています。ですので、ありとあらゆるこの後の見直しが、どのように市民の方に理解をされるのかという前提として、やはりしっかりと歳入が確保されているんだと、しっかり見積もっているんだというのが、計画にもあります持続的な財政運営というところに資するものだと理解をしておりますので多く項目を聞かせていただいています。

そこで、ちょっと交付税のところに戻るんですけれども、昨年の令和2年当初予算の議会の中で、今後の財政の中期的見込みということで答弁をいただいたときに、令和3年度は予算上、いわゆる収入欠陥を補うような予算、歳入項目を立てなければいけないと見込まれていると。令和4年度においては、それは予算だけではなくて、決算においても赤字決算になるだろうと。こういう見込みの中で健全化実行計画が策定をされ、今その初年度の予算が出ています。

答弁いただくと、なかなか先々のものは見積もれないとはいえ、これまでの財政の決算状況から未来を予測して、それへの対応ということで健全化計画だとなっているんですけれども、交付税額で先ほど申し上げましたとおり、1年間で必ず見積もれるだろうという予算をこの当初予算に入れなくて、今答弁いただいている中でいくと、恐らく9月定例会の補正のときに、いわゆる除雪対策費の財源として出てくるんだと、こういう答弁をいただいているんですけれども、今から未来を見てというのが予算だと思うんですけれども、今答弁をいただくと、それは留保分などとして既に見積もっているんですけれども、極めて我々から見ると分かりづらい予算のつくりになっています。分かりやすい予算をということでお願いをしているんですけれども、結果的には、そのような形にはなっていないんです。

例えばですけれども、昨年の議会で示されたような、現時点で歳入欠陥部分がこれぐらいあるんだ、だけれども、これは前年度の決算額や財政調整基金の実額によってちゃんと穴が埋まるんだという、健全化計画によってこの不足分を何とか単年度黒字化によってなくしていきたいんだと。こういう説明のほうは実は我々としては分かりやすいかなと思うんです。結果的に今の予算の仕組みでいくと、現時点で当初予算で見積もっている地方交付税のうち1億6,000万円は見積もってはいるんだけれども当初予算には入っていない、9月定例会の除雪対策費の5億数千万円の財源に使う予定をしているから。これだとちょっとこの今の予算がどうということなんだということが、財政課から、財政の皆さんからすればそれは当然予算と決算の関係でいけばという、未来から逆に見通せば結果同じことになっているんだけれども、こういった説

明をいただいて審議をするタイミングではどうしても分かりづらいんです。

例えばですけれども、令和3年度の予算。その歳入欠陥というのを起こしたくないのだと思う、そういうものを入れたくはないと思うんですけれども、実は昨年議会の中で、そのように措置しなければいけないとおっしゃっていたのです。結果、除雪対策費も全部当初予算に入れていただいて、見積もれないものを歳入として赤字で出すとあって、それは7月の交付税の確定や前年度決算の確定によっては穴が埋まるんだと。こういう説明のほうが、実は我々としては現時点でどうなんだという、分かりやすいんですけれども、その予算のつくりとしての、この3月当初予算、そして3月最終日の第1号補正予算、そして7月の交付税の確定時期、さらに9月の除雪の補正、この続いていくだろうことが全てこの時点でもう分かっているのではないかと思うんですけれども、今後、この予算のつくり方について、この辺を解消できる方法はないのでしょうか。最後にそこの部分の考え方をお伺いします。

○委員長（丹 正臣君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

予算の時点で、この健全化の取組を単純に比較することはできない。そういった部分で見た目でも当然非常に分かりにくいというお話だとは思いますが、これは予算の時点と言えば、致し方ないという部分はあるかとは思っております。と申しますのも、これまでも申し上げてまいりましたが、当初予算は、今お話しありましたとおり、歳入歳出の今後の1年間の見積りということ、現時点での見積りということで上げているものであって、一方、財政健全化実行計画というのは決算を見込んだ計画でございます。そうすると、予算の時点での、あと決算の時点でのものということで整合性が取れない形になりますので、なかなかちょっと時点的には、幾ら財源不足になっているんだという部分については、予算の段階では見えにくいところがあると思います。

そのため、全員協議会の中でも配付させていただきました財政健全化実行計画と令和3年度の当初予算の比較。この部分、最終的に、この説明の中でも申し上げたとおり、当初予算時点における令和3年度決算見込みから決算の収支見込み、それから財政調整基金について財政健全化実行計画と比較してお示しさせていただいているところでございますけれども、実際決算見込みという形でお示した数字でいえば、この資料に書いてあるとおり、健全化実行計画時点では約1億4,700万円の収支不足ということでお示ししておりましたが、決算見込みということで1億1,600万円まで圧縮できるということでお示しさせていただいたところでございます。

ただ、これはあくまで当初予算の編成時点での決算見込みという形になりますので、その部分についてはこれから、先ほど申し上げました普通交付税であったり、特別交付税であったり、当然税収についても予算の段階ではあくまで見積りということになりますので、最終的な決算というのは今後の見通しとしての推計しかできないというのが現状でございます。

ただ、今の時点での推計を見込んだ中で決算を見込むということになりますと、先ほど来、

交付税の話の中でも御答弁させていただいたとおり、いわゆる留保財源という部分も含んだ中で決算見込みを立てさせていただいております。また当然、これから恐らく第2回定例会、第3回定例会、第4回定例会で毎年度補正をいただいているような経常的な事業もございます。そういった部分の見込みも含めて決算見込みという形でお示ししているところでございます。そういった部分で言えば、やはり予算の時点と決算の部分というのはどうしても乖離が出ますので、そういった部分を前提におつくりした資料が、先ほど来御説明した資料ということになります。その部分で、まず御理解をいただくということが一つでございます。

また、予算の段階で、それではどういうふうに財源不足を見込むべきかというお話もあると思うんですけれども、その部分につきまして、本市のような、今財政上、非常に財源が厳しい団体については、どうしても最終的な当初予算時点での歳入歳出の、歳入歳出予算というのはどうしても均衡しなければなりませんので、その部分を均衡、最後にさせるのは財政調整基金ということになります。基本的にはですけれども、そうなりますと、当初予算時点での財源不足については、財政調整基金の額という形になってくると思います。ただ、令和3年度については、今回、除雪対策経費、こちらについては昨年同様先送りさせていただいているという関係もありまして、今年度については、財政調整基金については当初予算時点では計上はさせていただいておりません。当初予算の時点で言えば、そういった財源不足というのは生じない形になります。

しかしながら、これは形式的な話であって、昨年と同様、第3回定例会の時点で除雪対策経費を補正させていただいたときには、その中で現状推計値であります普通交付税で言えば5億円のうちの1億円程度しか恐らく交付税としては財源を充てられないだろうと。残りの4億円については恐らく財政調整基金で充てなければならないという考え方を持っております。その時点でなければ具体的な数字、確実な数字としては申し上げられないんですけれども、その時点で実際財政調整基金を充てさせていただいた数字、それが予算上の収支不足ということで考えていただいて差し支えないものと考えております。

以上でございます。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 今ありましたとおり、決算見込みについては、言っているとおり、除雪対策経費については令和3年度も5億1,500万円ほど見込んでいて、その財源として、今言われている当初予算で計算はできるけれども見積もらなかった1億6,000万円もそこに持っていく。それから令和2年度のいわゆる財調基金の実質的な部分の額から持っていくということで、ずっとお聞きをしていますのは、今課長がおっしゃっているとおり、士別市の中には、決算見込額と予算額はこのような関係にあるんだということが当然分かっていて、決算見込額を、このように財調を、今当初予算はゼロですけれども、今後の部分についてはその財源とし、ただ財調基金については、健全化計画の歳出見直し等々の取組によって令和2年度に当初見積もっていたようないわゆる減り方はしないので、まかたが合うんだと、こういう説明だとは思って

すけれども、その考えが、どうしてもこの予算の段階にストレートに出てこないという、この現状を、財政制度はこのようなことなのだと言ってしまうば終わりなんですけれども、結果的に、何度も申し上げていますが、令和3年度予算は歳出予算等々の中で大幅な見直しをして、市民の方には痛みや大きな理解を得なければいけないような場面がたくさんこの先出てくるよというときに、これまで同様、市の財政はこのように予算決算の関係の中で順番にこのようにやっていて、結果、決算段階では大丈夫だから、だから今回も大丈夫でございますよと言われてはいるんですけども、何もなければそれでいいですよ。その額を前提とした歳出見直しを、この間、この先、今日からも審議の中でもいろいろ出ますけれども、そういったときに、市長が言われている中の意識改革だとか、そういうことを実際の手法として変えるべきではないですか。

だから、去年でいけば、令和3年度の当初予算には当然歳入欠陥部分の赤字が入っていて、この赤字はどうするんだと。今言われたとおり、いやいやこれは交付税の中で当然積算している見積りよりもプラスが見込まれるだろう。あるいは前年度の部分、コロナでいろんなイベントがなくなって、いわゆる整理予算の中から前年度からの繰越し部分もこのように出てくる、繰越しまでではないけれども、歳出予算が収まった結果、財政調整基金での穴埋め額が、前年度分が収まったので、この額は令和3年度大丈夫なんだと。こういう分かりやすいというか、ことについてどうなのか、チャレンジしませんか、その分かりやすい予算。

できないできないとずっと言われるんですけども、当然のように。だから、あまりにもできないと言われると、大丈夫ですかとなるんです。聞くと、大丈夫ですと言われるんです。このやり取りではなくて、このような予算になっていて、この部分の赤字部分とは、赤字部分をまず出してもらって、この部分はこのように措置をするように考えているので大丈夫ですと言われたほうが受け止めやすいんです。それが全部出ていない中で、どうしてこれで大丈夫なのですかということを聞くと、いや大丈夫なんです。令和3年度が始まって7月になったら交付税が確定するので、5月になれば令和2年度の決算が出て、それによって貯金の切り崩しも減るのです。全部この先々のことを恐らくそれは見積もっているのではないですか。だから、それをこの予算の段階で全部出してくれませんかというのが問うている部分なんです。この部分の手法について改めて、できないですか、どうですか。その部分の考えを聞きたいです。

○委員長（丹 正臣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 予算編成上の歳入の見積りの考え方について私からお答えいたします。

一般的な考え方から申し上げますと、予算の段階では、年間のあるべき財政需要を見込んで、それに伴う必要な財源、歳入を収支均衡の下で計上するというのが基本的な考え方です。ですから、さきにも西川委員から御質問がありましたけれども、地方財政計画自体も、まずあるべきものがどの程度か。財源は国税の一定割合、交付率で決まるわけですけども、足りなければ借金をしてでもそれは賄うと、まず必要な歳入の見込みというのが基本的な考え方です。

極端な話をして恐縮ですけども、例えば歳入が潤沢にあると。税収がたくさんあった年は、

ある分だけ使うという考え方には立たないという意味においては、例えばその部分については留保財源として持つ。また、毎年の予算でもそうですが、例えばバスに対する助成などについては、決算時期が違うので、その決算を見込んで、どうしても年度途中で補正をしなければならない。人件費等についても見直しがあり得るかもしれないという部分についても、当然それを見込んだ歳入を確保しておかなければ、当初予算で全額計上して収支均衡を保った場合、決算の見込みの中では赤字になるという予算は組むべきではないというのが基本的な考え方です。

その上に立って、委員がおっしゃるように、あるべき財政需要を、年間を通して当初見込める部分は本来そこで計上すべきというのはそのとおりだと思いますので。一方で、このような財政状況の中で、例えば決算見込みが、例年で申し上げますと、執行減、不用額を見越して相当な不用額が出ますが、それを見込んだ予算、財源確保というのは現実的にできないという、そういった事情から、このような形、ある意味見えにくいところがあるのは御指摘のとおりだと思いますので、そういった解消に向けては、この財政健全化実行計画を達成する中でしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。村上緑一委員。

○委員（村上緑一君） では、歳入、市税について伺いたいと思います。

初めに、令和3年度一般会計予算額は前年度比6.6%減の153億7,000万円となっていますが、歳入における主な一般財源の予算について、まず費目ごとの対前年度比の状況についてを知らせてください。

○委員長（丹 正臣君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） まず私のほうから、歳入の一般財源予算の状況についてお答えいたします。

令和3年度当初予算の歳入におきます主な一般財源の状況でございます。

まず市税、こちらについては前年度と比べて7.6%減、約1.6億円減少しました20億4,000万円を計上してございます。

それから地方譲与税、それから関連する一般財源を含めた部分につきましては、前年度と比べまして1.7%、約1,300万円の増で8.3億円ほどを見込んでおります。

また、地方交付税につきましては、前年度に比べまして1.2%、約8,800万円減の75億4,000万円を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長（丹 正臣君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 次にすけれども、一般財源の根幹である市税についてですが、令和3年度当初予算では約20億4,000万円となっております。前年度と比較すると、7.6%、約1億6,000万円となっておりますが、この大幅な減少に至った主な要因についてまずお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 水留課長。

○税務課長（水留啓諭君） お答えいたします。

市税減額の主な要因につきましては、人口減少によります納税義務者の減少に加え、新型コロナウイルス感染症に伴う事業者などの所得の減少による市民税の減少を見込んでおり、特に法人市民税において前年度から約4割の減収を予測しているところであります。

また、令和3年度は3年に一度の固定資産の評価替えに当たりますことから、地価の下落状況や建築費などの物価動向、経年による建物の減価と併せ、感染症の影響によります事業者の新規設備投資の鈍化、鈍くなっている影響から固定資産税、都市計画税の減収を反映しているところであります。

加えて、感染症に起因して厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、令和3年度に限り償却資産と事業用家屋に係る固定資産税と都市計画税を軽減する特例措置が創設されましたことから、これに伴う減収分を見込んでいるところであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 今の説明によりますと、人口減少、コロナ、また4割の大幅な減少ということで、また地価の評価替えも重なったということで、そういった原因がうかがえるということですか。

次なんですけれども、市税のうち特に減少した税の減少額、またその要因についてお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 浅見税務課副長。

○税務課副長（浅見倫江君） お答えいたします。

市民税では、法人市民税において前年度比41%減の1億1,294万9,000円の予算額となっており、減収の主な要因としましては、製造業、サービス業を中心に新型コロナウイルス感染症の影響による法人税割の減収見込額が6,871万円、令和元年10月以後に開始する事業年度から適用となった税率改正の影響による減収見込額が413万円となっています。

固定資産税では、前年度比6%減の8億9,408万5,000円の予算額となっており、減収の主な要因としましては、評価替えの影響により2,991万円、新型コロナウイルス感染症に伴う中小事業者等に対する軽減措置については、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が前年の同期間と比べて30%以上減少した一定の基準を満たす中小事業者等について、申請により償却資産と事業用家屋に係る税額が減収割合に応じて全額または2分の1軽減されるものがありますが、その軽減措置の影響により3,392万4,000円の減収を見込んでおります。

都市計画税では、前年度比9%減の8,566万6,000円の予算額となっており、固定資産税と同じく評価替えの影響により1,228万円、新型コロナウイルス感染症の軽減措置の影響により487万4,000円の減収を見込んでおります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 本当に市民税含めて41%、あと費目ごとに結構当初より大幅な減額となっております。こういった減額のことなんですけれども、やはり今後いろんな面で、対処、対応をしていかなければならないと思います。

次なんですけれども、国税の減収による財源不足が懸念されますが、地方交付税、この先伸び悩むと思いますので、本市においても、地方交付税は歳入の約50%を占めていることから、今後、市税をいかに確保していくかが重要な課題であると思います。市税の減少を抑え、今後どのように確保していく考えか、お聞きしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 水留課長。

○税務課長（水留啓諭君） お答えいたします。

市税の確保に向けては、人口減少対策のほか企業誘致や各種経済対策、子育て支援など、総合的な取組が必要であります。また、市税の収納対策の考え方につきましては、適正な課税に基づく収納率の維持向上が必要不可欠なものであると考えています。

こうしたことから、今後の収納率の維持向上に向けては、市税等収納対策基本方針を策定したところでありまして、この方針の中では、未納者や滞納者に対する収納対策のみならず、日々の啓発活動に加え、将来を担う子供たちへの租税教育の推進やキャッシュレス決済等の納税環境の整備とともに、納め忘れや滞納の未然防止策のほか納税相談や緩和措置の適用など、納税者の実情に応じた速やかな対応を図ることを基本に、また、滞納者に対しては、実態調査に基づき滞納処分を適切かつ着実に進めることとしています。

一方で、滞納を市民からのSOSと捉え、納税相談などの機会を通じて生活困窮者等を把握した場合には、関係機関と連携し、生活再建を支援することとし、税収の安定的な確保に向けて取組を引き続き続けてまいります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。渡辺英次委員。

○委員（渡辺英次君） 私も歳入についてということで、通告では歳入全般ということで通告いたしましたが、さきに今2名の委員から歳入について質疑されておりますので、重複しない範囲での質疑とさせていただきたいと思います。

まず私の1つ目なんですけど、寄附金についてということで、予算書では42ページ、予算説明資料では4ページとなっております。

まず寄附金について、予算額では6,720万1,000円ということで、前年度比1,120万円増ということになっておりますが、この中でふるさと納税について、まず第1点、聞きたいと思いません。

ふるさと納税につきましては、昨年の第4回定例会で私が質問させていただきまして、制度的に問題があるのではないかという私の考えを申し上げさせていただきました。それで、今回質問するに当たって、改めて、ふるさと納税の総務省から出ている、ふるさと納税のポータルサイトというところがありまして、ふるさと納税の理念というのが書いてあるんです。3つの

理念が記載されておりました。

まず第1に、これは納税者に対してです。納税者が寄附先を選択する制度であることから、その使われ方を考えるきっかけとなるということで、これはそのまま異存なく、地方税は財源でありますから、そのとおりだと思います。

次に、第2に、お世話になった地域に、これから応援したい地域などに力になれる制度ということで、これも趣旨としてはふるさとを応援するという事で問題ないのかなと考えています。

そして、この第3に書いてあるのが、私個人としてはどうなんだろうと、ちょっと疑問を持ったんですが、自治体が国民に取組をアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと、これを目的として総務省のホームページに出ているんです。自治体間の競争が進むという、その趣旨がどういったものなのかなとちょっと疑問なんですが、地方自治法では、地方自治体は競争することを基本としていないはずなんです。基本的にはどこにいても最低限の住民福祉の増進を図るといのが地方自治体の趣旨でありますから、これを財源としてやるというのは、そもそも理念にこれは反しているのではないかなという、まず疑問があります。それを踏まえた上でメインの財源であってはならないという趣旨から質問したいと思います。

まず、その予算額6,720万円となっていますが、これは具体的にどういった内容なのか、説明をいただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤商工労働観光課副長。

○商工労働観光課副長（佐藤政臣君） お答えいたします。

予算額6,720万円の見解につきましてということですが、前年度実績に、過去からの伸び率、そのほか近年の上昇傾向を考慮して算出させていただいております。ちなみに今年度につきましては7,250万円を超えてきておりまして、令和3年度も今年度の実績以上という寄附額を受けられるように、委託いたしますまちづくり士別株式会社と協力し努力していくと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） そこで、そのまちづくり士別株式会社へ委託をしているわけですが、その委託料と、その委託している業務内容についてどのようになっているか、お知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤副長。

○商工労働観光課副長（佐藤政臣君） お答えいたします。

業務の委託内容につきましてですが、受領証明書の発行並びに返礼品の発注書の発行、また、返礼品発送の連絡、一部サイトでは集荷案内の連絡、また、返礼品業者への支払い事務や納税サイト手数料の支払い事務、クレジットカード手数料の支払い、こういった業務のほかに、インターネットやSNSでのふるさと納税のPRなど、寄附額を多く受け取れるための事務といったことになっています。

また、それ以外の収納業務や直接申し込みされた場合やワンストップ特例制度の申込みがあったと、そういった場合の必要な書類の発送やそのほか税控除に関わる事務手続、返礼品の選定業務など、そういったものにつきましては市が行っているものでございます。

今回こちらの委託料につきましては3,360万円といった形の計上になっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 分かりました。基本的には、ふるさと納税をいただいてから、それ以降に関わる部分は委託業務であるということが今説明で明らかになったのかと思います。

そこで、その委託料の関係なんですけど、今ここ数年はふるさと納税額も右肩上がりですってあるということですが、委託料もそれに比例して増加するものなのか、その辺の考え方をお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 阿部商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（阿部 淳君） お答えいたします。

委託料の積算についてなんですけど、ふるさと納税の考え方でいきますと、経費が入ってきた金額の半分を超えてはいけないということになっていますので、その半分以上を委託料として支払いをしていくという考えであります。ですから、例えば令和3年度でいけば、6,720万円であれば、その半分の3,360万円ということになるんですけど、これが例えば予算額を超えて収入があった場合については、その半分ということになりますので、その分を増額してお支払いをしていくという考えになります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 分かりました。現在は金額が上っていますのでいいんですけども、そうしたら、仮に寄附額が下がってきた場合は、当然ながら委託料も下がるということになるんでしょうか。分かりました。

続きまして、企業版ふるさと納税について質問させていただきたいと思います。

企業版ふるさと納税については、総合戦略に基づいて地域再生計画を策定いたしまして、その事業に対して市外の法人が寄附をするといった制度になっております。返礼品はふるさと納税と違って、ないということです。それで、寄附法人は法人住民税、法人税、法人事業税の税額控除が受けられるということで、さらに今年度、令和2年度からは税額控除の特例措置ということで令和6年度まで最大9割税額が控除されるという制度になっているようです。

それで、本市においては、令和2年度、昨年7月3日付で内閣府から認定を受けたということをお知らせしておりますが、まず1つ目に、企業版ふるさと納税を開始した、この経緯と考え方をお示しください。

○委員長（丹 正臣君） 瀧上創生戦略課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） この企業版ふるさと納税に関しましては、今回総合戦略を立てた

という部分で、国も企業版のふるさと納税の推進という部分をうたっています。全国の自治体で、この渡辺委員もおっしゃいました地域再生計画というのをある程度どこの自治体もつくっていると。そういう部分もありまして、本市としましてもこういう制度は活用したほうがよりよい財源確保にもなるという部分から、この企業版ふるさと納税の活用にあたっての地域再生計画をつくったという経緯もあります。

また、北海道も、鈴木知事が前々張市長時代にこの企業版ふるさと納税的な制度を活用した実績があるということもありまして、北海道も、今、ほっかいどう応援団会議を一昨年設立しまして、そこで北海道としても、どんどんこういう企業版を取り入れていこうと、そういう風潮もありますので、そういった観点から本市も、この企業版ふるさと納税に必要な地域再生計画を策定したと、そういう経過があります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） この地域再生計画の事業に基づいた支援ということになると思うんですが、例えば本市においては今定められている事業があります。その事業以外の、例えば支援を受けたいという場合は現状では当然受けられないということになると思うんですが、改めて、それを受けざるを得ないとか受けたいとなった場合は、今認定されているこの計画を変更とかすることというのは可能なんでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） 地域再生計画の認定は国のほうですけれども、例えばこの案件、今の別の案件が出てきた場合には、この地域再生計画の再認定が必要になります。この地域再生計画に掲げている事業の部分なんですけど、この企業版のふるさと納税、こういったものの活用にあつては、やはり戦略的に進める事業ですとか、そういう施策に特化すべきという考えもあります。ですから、地域再生計画だけを例えば変更して再認定するという部分と併せて、今、私どものほうで策定しております創生総合戦略、こちらのほうの改定も新しい案件が出てきた場合は併せて必要になるかと、そういうような考えです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） それで、まず、具体的な募集方法として、市のホームページにも出ていますが、そのほかにどのような方法があるんでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） 現段階ではホームページの部分のPRという形になります。

先ほどほっかいどう応援団会議のお話をしました。一昨年の9月に実は北海道のキックオフイベントという部分がありまして、それは北海道主催でほっかいどう応援セミナーという、東京都とか首都圏の企業が集まる、そういうセミナーがありました。そこに北海道から5市が出たんですけども、そこに牧野市長が行って、トップセールスというのを行いまして、企業に

どんだん士別の事例というか特化したもの、合宿、農業、それから羊ですとか、こういった部分をPRしたという経緯があります。

ですから、例えば今後ホームページ以外にも、そういうような部分の機会等があれば、例えばトップセールスという部分も視野に入れながら考えていく必要があると考えています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 分かりました。

それで昨年から掲載を始めて、現段階までに、これは恐らくですけども、いきなり寄附をされるというよりは、事業についてどのような事業なんだということとか、やり取りがあった上でということだと思っんですけど、これまでにそういった問合せ等というのはあったのかどうか、お知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） 現在までの状況を申し上げますけれども、今のところ残念ながら問合せはない状況にあります。

ただ、やはり今後そういったPRの方法とかを工夫して、問合せ、企業版ふるさと納税の活用に関して企業が関心を持っていただくような部分は必要なことだと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） まさにこの企業版ふるさと納税については、その趣旨からも、やはり受け身にならず、こちら側から常にアピールすることが大事だと思いますので、今後はそういったような展開も、いろんなものを模索しながらやっていただければいいのかなと思います。

それで、今回の地域再生計画の中身を見ますと、2024年までの間に累積として大体寄附額を5,000万円ぐらいを目標に定めているようですが、この5,000万円という根拠はどのようなものでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） この5,000万円ですけども、単純に年間1,000万円ということで想定しております。例えば今まで過去5年間の一般寄附の平均としましては約1,000万円ということもありますので、そういった部分を参考にしながら5,000万円、それで年間1,000万円と設定したということです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 分かりました。

ふるさと納税同様、この企業版ふるさと納税についても、やはりメインの財源という考えではなくて、プラスアルファという部分で事業を応援していただくという制度だと思いますので、そういった見方を持ちながら推進していただければいいのかなと思います。よろしくお願

ます。

次の項目に移ります。財産収入についてということで、私のほうからは、主に間伐材の関係について伺いたいと思います。

予算額では3,816万3,000円、昨年度比で80万4,000円の増となっております。主な増減理由は書いてありますが、具体的にこの予算額の3,800万円の内訳を教えてくださいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 鶴岡畜産林務課林務管理監。

○畜産林務課林務管理監（鶴岡明浩君） お答えします。

これまでの立木販売につきましては、今年度につきましては、まず立木の直接販売による間伐があります。それが1,331万9,000円となっております。そのほかにですけれども、銘木市といいまして、旭川で行っている銘木市に出品して材を売り払うというものがあります。これにつきましては予算では660万6,000円となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） この間伐材の売払いについてなんですけど、今年度の予算額はお示しいただいたんですけども、過去5年程度どのぐらいの実績があったのかもお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 鶴岡管理監。

○畜産林務課林務管理監（鶴岡明浩君） お答えします。

過去5年間の立木販売の実績ということで、平成28年度につきましては43.27ヘクタールを実施しまして204万5,520円、29年度は47.04ヘクタールで938万5,200円、30年度におきましては119.49ヘクタールで1,805万8,680円、令和元年度におきましては81.48ヘクタールで1,489万1,800円、令和2年度におきましては54.14ヘクタールで1,000万45円となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 今のお示しいただいた中で、面積からその販売価格を見たときに、その額の乖離が何倍にもなっていることがあるんですけど、これはどのような要件なんでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 鶴岡管理監。

○畜産林務課林務管理監（鶴岡明浩君） お答えします。

面積に対する販売実績の金額につきましては、その実際に伐採する箇所によって木の種類、木の質によって大きく差があります。この中で特に低いところにつきましては、一般的な人工林のトドマツ、カラマツの間伐になっております。また、額の高いところにつきましては、市有林にある天然林の間伐ということで、その中にはかなり材質のよい材があることから価格が高くなっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 参考までに、今後の見込みとして、今お話しいただいたように、木の質によって単価が違うというお話だと思うんですが、今後の見込みとして収入という意味ではどのような推移になるか、お知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 鶴岡管理監。

○畜産林務課林務管理監（鶴岡明浩君） お答えします。

今後の立木の売払いの見込みについてなんですけれども、まず高い価値の天然林の立木販売については、基本的には令和3年度で終了予定となっております。その後につきましては、人工林の間伐を進めるとともに、伐採時期を迎えた人工林を順次伐採して植林をすることになります。このことにより、伐採の事業量自体は維持されると考えておりますけれども、トドマツやカラマツなど、価格の安い針葉樹が多くなるため、収入については減少していくと思われま

す。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 分かりました。次の項目に移ります。

次は市債についてということで、西川委員からも質疑がありましたが、私のほうからは臨時財政対策債について、これに焦点を絞って質問してみたいと思います。

この臨財債と呼ばれておりますが、これは2001年、平成13年から行われた制度であって、当初は3年間という、財政が悪化している部分の3年間に特化したという制度だったんですが、そのまま今に至っているというのが現状です。これは本来地方交付税交付金によって国が充当すべきものを、国がその財源がない、税収不足で財源がないということで、その不足分をこの臨時財政対策債ということで国と自治体が折半して起債するという、そのような内容なのかと思っておりますが、まず、この臨時財政対策債についてどのような性質のものなのか、お知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤副長。

○財政課副長（佐藤寛之君） お答えいたします。

臨時財政対策債についてのお尋ねでございます。

これにつきましては、地方の一般財源不足に対処するために投資的経費以外の経費にも充当できる地方財政法第5条の特例として発行される地方債に当たります。地方交付税につきましては、所得税や法人税など法定5税に法定率を乗じた分を原資としまして、国から各地方公共団体に配分、交付されるものでございます。

交付税総額に対する財源が不足する場合に、国と地方の責任の明確化ですとか、国・地方を通じた財政の透明化、これを図るために不足額を国と地方で折半しまして、地方分につきましては各団体で臨財債を発行して補填する仕組みとなっております。

元利償還金相当額につきましては、全額を今年度地方交付税の基準財政需要額に算入されるものでありまして、普通交付税の代替措置としての性質を持っているものでありまして、実質

的な交付税ということが言えるものでございます。

以上でございます。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） それで、発行額についてはどのような取決めになっているのか、これについても御説明いただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤副長。

○財政課副長（佐藤寛之君） お答えいたします。

臨財債の発行額についてでございますけれども、地財計画でいきますと対前年度比74.5%ということで、2.3兆円の増で5.5兆円ということが示されているところでありまして、市町村の臨時財政対策債の発行可能額というのが57.7%の増ということが示されているところであります。

算定の基礎となります基準財政需要額につきましては、地方財政計画に基づきまして算定をいたしまして、本市の前年度の発行限度額、一本算定で3億1,590万9,000円、これに対しまして地財で示されました伸び率57.7%を勘案しまして約5億円ということで見込んでいるところでございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ただいま御説明のあったとおり、まず地方交付税については、国税5税と言われている所得税、上限です。所得税の33.1%、酒税の50%、法人税の33.1%、消費税の19.5%、地方法人税の100%、これがいわゆる国の地方交付税の原資であると。その原資が現状でいうと、いわゆる基準財政需要額に対して補填する部分の原資が足りないということです。なのでその臨時財政対策債というものを取るんですが、ここで一つ課題を提起したいと思うんですが、この地方交付税法というのがあります。その地方交付税法の第1条では、この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する機能を損なわず、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方財政の基本的な運営を保障することと書いてあります。それによって地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することが目的と。

地方交付税はこういった性質のものであるとうたっているにもかかわらず、国の財源がないからといって、いわゆる地方と国が折半して起債しなければいけないというこの制度が、地方交付税法にこれはそぐわないのではないかと私は今考えているんですけれども、それについてどのような見解をお持ちか、お知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

今、委員のほうからお話がありましたとおり、地方交付税、これについては国の事務負担に対する財源の自治体間の調整機能と、また、どこに住んでいても一定のサービスが受けられる

という財政、いわゆる財源の保障をする機能、これを持っている制度でございます。

この臨時財政対策債については、まず、どのように決まるかということになりますと、お話しありましたように、基本的には地方交付税の原資の原資不足、それが国税5税ということになりますけれども、一定割合になりますけれども、それが不足をしているという状況がございます。その総枠としては、地方財政計画のいわゆる財源不足の規模によって変わってまいります。当然その地方財政計画の歳入と歳出を調整しているのが地方交付税という役割になっております。

その交付税の大きなマクロのベースで言えば、そういった役割を果たすわけですが、一方、個別団体ごとの算定の中でいいますと、この地方交付税の配分の基礎となる基準財政需要額、こちらからその財源不足分を一定の算定の基に振り替えたものが臨時財政対策債という形になります。そのため、実質的な交付税という形を言っているわけですが、その部分については、当然団体としては地方交付税という交付金ではなく、その見合い分については臨時財政対策債という地方債をもって財源を充てるということになります。この部分については、結果的に基準財政需要額の中に100%、後年度、この償還見合い分については財源保障されているものでもございますし、また、地方財政計画においても公債費のほうで歳出として積み立てられている部分でございます。

そういったことで、一定の地方財政上のものと言えば、それぞれ歳入と歳出を保障されているという制度になっております。また、先ほど申し上げたとおり、各団体ベースでいうと、この臨時財政対策債については交付税の一部という形に捉えられますので、仮にこちらを発行しないということになりますと、その部分、本来地方交付税、先ほど申し上げたように、どこに住んでいても一定の行政サービスができるような財源を保障するものでもございますので、その部分を臨時財政対策債という形で発行しない場合については、何か別なものの財源の中で、その部分をあてがわなければならないということになりますので、そういった部分でいえば、臨時財政対策債については交付税と同様、今の制度上としては活用していかなければならないということと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 今御答弁いただいたとおり、そうなんです。地方交付税交付金が減っているので、その財源の部分はあてがわなくては行けないと、それがまず第1点。

ただ、私が個人的に思うのは、例えば先ほど西川委員のほうが少し触れられていましたが、減収補填債、これに関しては75%が交付税措置、補填です、減収補填債は。たしかそうだと思うんですけども、これは要するに交付税措置なんです。ただ、その臨時財政対策債は直接的な補填ではなくて、基準財政需要額のほうに算定しますよと。それを基に翌年の交付税額が決まるということだと思うんですけども、例えば今年でいうと約5億円ですか、起債しました。その分が丸々本当に入っているのかどうかというのは、それは項目ごとに何か分かるものはあ

るんですか。

○委員長（丹 正臣君） 丸課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

臨時財政対策債については、先ほど申し上げたとおり、後年度の元利償還金については100%基準財政需要額の中で措置されるものでございます。ただ、措置される方法については、いわゆる実額を算定した中での算入方式は取っておりませんで、いわゆる理論償還という20年間この一定率で償還されるだろうという率の中で基準財政需要額の中に算入されるという形になっております。

以上でございます。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 地方債全体です。いろいろなものが入った中の地方債全体は、それこそ2001年までは右肩上がりに増えていったようなんです。ところが、この臨時財政対策債という制度が取られるようになってから、地方債全体は、この直近10年でいうと、全体の自治体でいうと118兆円から91兆円ぐらいまで減っているようです。ところが、この臨財債に関しては20兆円から54兆円まで上がっているんです。全体の地方債の4割弱を今占めているというのが今の現状のようです。

こう考えると、今お話のあったように、後年度に償還というか交付税措置されるという制度のようなんですが、なぜその臨財債の残高が増えていっているのかというのは私は非常に疑問なんです。ですので、やはり本来であれば地方交付税によって補填されれば全てが解決する話を、この臨財債、2001年から制度化されましたが、その前は国のほうは、それこそ第4回定例会でもお話ししましたが、国債を発行することによって財源措置して、当年度にきちっと100%交付税を出していたわけですから、そういったことも、できたら今後、これから士別も特に財政厳しくなりますので、国の制度もどのような趣旨を持ってやっているのかというのをしっかりできたら活用というか、理解をされながら活用していくのがよろしいかと思うんですが、その辺の考え方についてお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 臨時財政対策債につきましては、委員御指摘がありましたけれども、実質的な交付税の後払いという性格だと思えます。国会の中でも、交付税は地方固有の財産と、これはしっかりと答弁されていますので、法律の趣旨もそういうことで間違いないという理解をしておりますが、一方で、この地方財政に関する特に財源の確保というのは、国としても内政統治の大きな柱ということで当然毎年大きな財源を投入しています。

一方で、こういった手法を取らざるを得なくなった理由としては、やはり国の財政状況が非常に厳しくて、結果的には後払いしなければ実質的な財政規律が保てないと。国際的な借金の見込み等についても改善が見込めないということで、地方としても国の財政がしっかりとしていなければ、地方だけ財源が来ても、これは持続するとは思えないということから考えると、

御指摘はそのとおりで、我々も様々な形で国へも働きかけ、本来交付税は財源をきっちり確保して交付されるべきものと考えておりますが、それは総体として国家財政も含めた改善と足並みをそろえてやっていくべきだという立場で考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 次に、歳出に入ります。

第1款議会費については通告がありませんでした。

まだ質疑が続いておりますけれども、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩といたします。

---

（午後 0時00分休憩）

（午後 1時30分再開）

---

○委員長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第2款総務費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。西川 剛委員。

○委員（西川 剛君） 総務費のうち一般管理費、本庁舎管理事業費について伺います。

予算書は56ページにございます。

本庁舎管理事業費、言うまでもなく、この庁舎の管理費用でありますけれども、多くは委託料があるかなと思います。まず、前年度との変更点について、とりわけ健全化計画における包括発注による歳出見直し。それよりも、本庁舎においては昨年5月に新たな庁舎が供用開始、使用するようになっての1年経過後でありますので、その点の部分で令和2年度との予算の比較を、健全化計画の包括発注、それから庁舎移転と分けて、理由ごとに変更点をお示しいただければと思います。

○委員長（丹 正臣君） 半澤総務課副長。

○総務課副長（半澤浩章君） お答えいたします。

委託料の前年度との変更点について、理由ごとということで御説明させていただきます。

まず、財政健全化実行計画に基づく包括発注の部分なんですけれども、庁舎清掃業務については、包括発注を行う中で庁舎移転に際して、全体の清掃箇所ですとか回数ですとか、従事者の方の数の見直しを図りまして、令和2年度が1,162万9,000円のところ、令和3年度が1,058万2,000円ということで104万7,000円の減額としたところです。エレベーター保守につきましても、3年の複数年契約を行いまして、23万8,000円から22万円ということで1万8,000円の減額としています。

次に、庁舎移転によるものとしましては、庁舎警備業務なんですけれども、1,582万7,000円から1,568万8,000円として、13万9,000円の減額としたところです。庁舎周辺除雪業務については、旧ほくと児童館周辺の除雪費用が減額となる部分がありますので、こちらが72万8,000円から50万6,000円の22万2,000円の減額としたところです。

建築物環境衛生管理業務と本庁舎消防設備点検業務につきましては、検査、点検対象が増えた部分になりまして、建築物環境衛生管理業務が91万8,000円から125万4,000円の33万6,000円の増額、本庁舎消防設備点検業務が46万6,000円から58万1,000円の11万5,000円の増額となっています。

続いて、業務の見直しによるものとしまして、本庁舎管理業務及びボイラー業務なんですけれども、こちらが第2庁舎の改修に伴う業務量の減少によって、従事体制や従事時間を変更することで277万8,000円から140万円の137万8,000円を減額したところです。自動制御機器等保守点検については、令和2年度に660万円の予算を計上していましたが、点検項目の見直しを図った結果、510万円としまして150万円の減額としたところです。

続いて、保守単価変更によるものとしては、電気設備保守点検の部分で、76万9,000円から79万3,000円の2万4,000円の増額となりました。電話設備保守点検の46万2,000円と自動ドア保守管理の8万円については変更がなかったところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） やはり庁舎管理には様々なお金がかかっているということを確認させていただきました。

それでお聞きしたいのが、冬の庁舎管理の関係についてでございます。今シーズンの冬においては、実際、総合案内窓口の方々も正面玄関前をほうきで雪を掃いているという光景をよく目にしました。また、今の敷地の関係ありますけれども、通路、駐車するスペースがしっかり確保されなかったタイミングなどもあったのかなと思うんですけれども、とりわけ令和3年においては、この庁舎、要は建物以外の外構工事も行われるという中で、いわゆる管理する形が、まだ最終的な形が定まっていないように思うんですけれども、そういう中での予算現額、令和3年度冬に向けた費用についてはどのように見積もって、現額等々が大丈夫なのかという点、確認をさせていただきます。

○委員長（丹 正臣君） 半澤副長。

○総務課副長（半澤浩章君） お答えいたします。

冬期間の通路、駐車スペースの確保としましては、庁舎周辺除雪業務を委託しているところなんですけれども、この業務は夜中から朝早くに降雪した雪に対して業務を行っていただくといったところで、日中帯に降雪した雪については、別な本庁舎管理業務で対応していただいているところです。総合案内の職員が正面玄関前の雪を払っているといったところもお話をいただいたんですけれども、こちらは正面玄関の前を舞う雪で自動ドアのセンサーが誤作動を起こしてしまう部分がありまして、そちらをなくすために総合案内の職員に行っている部分があります。

外構工事を行うことで、今のところ新たな管理項目といったところの想定はしていないところなんですけれども、実際に必要な業務が出てきた場合には、委託内容の変更も検討、協議を

していかなければならないと考えています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） そういった意味で、新たな庁舎になって2年目を迎えます。さらに維持管理経費についても、警備、清掃、本庁舎管理全般など、多くの委託事業に関わる方々が実際働かれていますので、私自身はこの業務内容の見直しに当たっては、事業者の方々や実際にそこで働く方々の御意見、これまで長く前の庁舎で働かれている方がそのままこちらに来ていますので、もし委託内容の見直しなどがある際は、そういった実際の業者もさることながら、働いている方々との意見交換、あるいは状況の聞き取りの中で見直しを進めていっていただきたいと思うんですけれども、そういった部分で実際に働いている方とのコミュニケーション等々についてはいかがでしょうか。しっかり進めていくという考え、変わりありませんか。確認させてください。

○委員長（丹 正臣君） 青木総務課長。

○総務課長（青木伸裕君） お答えいたします。

これまでの業務の見直しに当たっては、受託先及び現場で働く方々の十分な声を聞きながら協議によって進めてきたところであります。特に今回、新庁舎の移転に関わっては、例えば清掃業務においては、新庁舎はフロアカーペットを用いているといったことなどもありますし、変更点が多くあったことから、十分に現場の方々の声または受託者の声を聞く中で、いかに現行水準を維持しつつ効果的な業務内容、さらには効率的な人員体制について十分協議しているのと、今回の健全化計画もあって、どのぐらい委託料の削減が実現できるかなども十分時間をかけて協議してきたところです。

庁舎管理についても、これまで旧庁舎ではボイラーによる暖房でありましたが、そこを地中熱またはエアコンということで熱源を切り替えることなどから、その勤務体制も大幅に変わるといったところで、一応現場の声、さらには受託者との協議も重ねていく中で実施してきたところであります。移転後、実際作業に当たっていただきました。令和3年度に向けてどの辺が変更できるかどうかというのを十分時間をかけて協議して予算化させていただいたところでありますし、今後、今、副長からも言ったとおり、新たに業務内容の見直し等がある際にも、これまで同様に十分受託先、さらには現場の声を聞きながら進めるといった考えに変わりはありません。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） よろしくお願ひします。

次の部分でございます。同じく一般管理費のうち情報管理事業費、予算書は58ページでございます。

こちらについては最終日3月19日の補正の中で、いわゆるコロナ対策として説明されており

ますとおり、Wi-Fiスポットを8か所増設すると。設置費2,511万円ということで説明をされています。ここで聞きしたいのは、この8か所を増設することによって、本市における公共施設の中での既存箇所数と合わせて何か所になるのかということ、改めて説明をお願いします。

○委員長（丹 正臣君） 水村総務課行政係長。

○総務課行政係長（水村友博君） お答えいたします。

市がこれまで、さほっちWi-Fiとして整備したのは、本庁舎や生涯学習情報センターいぶきなど5か所ありまして、今回の整備で設置箇所は13か所となります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 本庁舎、いぶき、5か所の残りの3か所、すみません、細かくて。よろしくをお願いします。

○委員長（丹 正臣君） 水村係長。

○総務課行政係長（水村友博君） お答えいたします。

本庁舎、生涯学習情報センターいぶき以外では、防災ステーション、翠月、文化センターでございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） それで、実は補正のときにもお伺いをしていたんですけれども、結果、この5か所に加えて令和3年度では8か所プラスで13か所になります。年間の運用コストについて、13か所トータルで教えていただければと思います。

○委員長（丹 正臣君） 半澤副長。

○総務課副長（半澤浩章君） お答えいたします。

年間の運用コストなんですけれども、回線の使用料とプロバイダー料金が発生する形になります。こちら、今使っている、導入しているところとしましては、本庁舎が年間で9万4,800円、防災ステーションが7万2,600円、市民文化センターが9万2,400円、そして図書館と翠月は既存のインターネット回線なり業務用回線を併用しているといったところで費用の発生といったところでは考えていないところです。

そして、今後、新たに導入をするといったところとしましては、総合体育館、そして農業者トレーニングセンター、和が舎、山村研修施設、朝日サンライズホールについては、それぞれ年間で11万400円、そして、環境センター、あけぼの子どもセンター、いきいき健康センターについては光回線がもう導入されていますので、プロバイダー料金だけということで、年間で2万6,400円と見込んでいます。トータル13か所としましては89万1,000円を見込んでいます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） よく分かりました。

次に、総務費の中の財産管理費、財産管理事業費についてお伺いします。

予算書は62ページに記載があるものです。

予算を見ますと、この管理費のうち雪下ろしの業務委託というのが予算の中に記載をされています。令和2年度の経費は変更点がございますので、この雪下ろし業務委託の対象となる施設、これはどこなのかということで教えてください。

○委員長（丹 正臣君） 大前財政課契約管財係長。

○財政課契約管財係長（大前忠士君） お答えいたします。

令和3年度の財産管理事業費の委託料において雪下ろしを実施する施設については全部で4つございます。1つ目に士別西小学校、2つ目に旧清掃車両センター跡地東側の倉庫、東5条北7丁目でございます。3つ目に現在てしおがわ土地改良区が賃貸借で使用しており、本年9月に事務所移転により市に返還される東4条3丁目の事務所建物、4つ目に令和2年度末で経済部が仮事務所として使用していた旧ほくと児童館の建物4棟でございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 4か所、今説明をいただいたんですけども、委託料については前年度からおおむね100万円ほど増額になっての250万円の積算、予算化されているんですけども、令和3年度で増えたところというのは今いただいた4か所のうちどこになりますでしょうか。改めて確認です。

○委員長（丹 正臣君） 大前係長。

○財政課契約管財係長（大前忠士君） お答えいたします。

令和3年度から新たに雪下ろしの業務委託として増える施設については、先ほど御説明しましたてしおがわ土地改良区の建物、あともう一つがほくと児童館の建物、2棟でございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） やはり取壊しができないので、このコストというのは、5年間取壊し凍結なので、先ほどの話でいくと、売ろうとしているところもあるのかなと思うんですけども、いずれにしても経費としてかかってしまうと。

一方で、今回冬の雪下ろしということで聞いているんですけども、年間でいくと、夏の除草作業等々ということで、そういった経費もあろうかと思えますけれども、今お伺いしている雪下ろしに加えて、年間トータルの管理費についてはどれぐらいを見積もっていらっしゃるのか、併せてお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 大前係長。

○財政課契約管財係長（大前忠士君） 令和3年度の財産管理事業費については、総額2,070万

1,000円を計上したところでございます。施設維持に係る普通財産の修繕費、草刈り、除雪などの経費として合計で575万9,000円を計上しているところでございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 次の質問をさせていただきます。同じく総務費のうち朝日地域交流センター管理費について伺いをいたします。

予算書は66ページでございます。

そのうち指定管理料でいきますと、令和2年度当初が3,245万4,000円、そして、令和3年度当初予算では3,591万3,000円ということでございます。指定管理料の増額理由についてまず伺いをいたします。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤地域住民課地域振興係長。

○地域住民課地域振興係長（佐藤 匡君） お答えいたします。

指定管理料の増額理由といたしまして、令和2年度予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が加味されていない予算であった一方、令和3年度予算はコロナの影響を見越した積算としております。

令和3年度予算につきましては、財政健全化実行計画やコロナの影響を加味し、経費の抑制を図っておりますが、宿泊者数が新型コロナウイルス感染拡大前の水準まで戻すことは難しく、売上げの大幅な減少による収支不足が見込まれるため、指定管理料の増額を行っております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） そこで、こちらについては、これも3月19日の最終日の補正の中で、名目はいわゆる売上げ減に対する補正ではないでありますけれども、さきの説明いただいた部分でいくと、310万円が令和2年の指定管理料に合わせた形で、このうち予算交付されるということなのかと思いますけれども、これは令和2年度の収入見込みについて、計画に対してどれぐらいの売上げというか売上げが減っているのか、計画に対してどれぐらいの割合だったかということをお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤係長。

○地域住民課地域振興係長（佐藤 匡君） お答えいたします。

まず、本施設につきましては、年間1万人の宿泊利用があり、その9割が中学生、高校生、そして大学による合宿の利用となっております。新型コロナウイルスの感染拡大により緊急事態宣言が出された昨年4月以降、学校の部活動等に制限がかかり、バレーボールやジャンプ等の合宿が行われなかったこと、また、夏冬等のジャンプ大会等が中止になったことにより、令和2年度につきましては宿泊者数が4,000人と見込んでおります。

また、売上げ収入につきましては、当初4,900万円と計画しておりましたが、実績といたしまして約2,000万円と見込んでおり、マイナス2,900万円、当初計画の41%となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 実際大幅な売上げ減ということで、想定はしてはございましたけれども、数字として今示していただきました。

そこで、この朝日地域交流センターについては、令和2年度、今年度から3か年の協定期間の施設でございます。その昨年度の議会の中で、指定管理の更新の部分で資料を頂いてということで、3か年については、今ありましたとおり、令和2年度はその計画に基づいた指定管理を、3年においては、今ありましたとおり、宿泊減を見込んでということで大幅な売上げ減、計画自体が大きく見直されているところでありますけれども、今、聞いたとおり41%ぐらいの売上げ、令和2年度ではということなんですけれども、令和3年度も引き続き大きく下がるよといったときに、この収支計画についての見直し手続というのは、指定管理を受けている方と市の間でどのような手続が行われたのか、確認をさせていただきます。

○委員長（丹 正臣君） 庄司地域住民課長。

○地域住民課長（庄司伸一君） お答えいたします。

基本協定は、業務の範囲を定めまして、さらに、その細かな業務内容を定めております。この基本協定の第19条第2項におきましては、経済情勢の激変その他予期することができない特別な事情により指定管理料の額が著しく不適當になったときは、両者協議の下、指定管理料の額を変更できる、また同条第3項では、指定管理料の額及び支払い方法は別に定める年度協定によるものとするという規定がございます。

この条文に基づきまして、基本協定の変更は行わず、年度協定で額の変更をするものです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 年度協定でということで、毎年指定管理料については見直し手続がされ、それに基づいて指定管理料が今回の予算ということで上がってきているんだと思うんですけれども、改めて令和3年度の収入見込み、これについては何人の幾らと見込んでいるのか。参考までに、令和3年の協定期間のときに議会に提出いただいている部分でいけば、収入支出は同額ですけれども、7,200万円ぐらいの売上げ規模に対して、うち指定管理料が3,200万円だったということで承っているんですけれども、この辺との数字との関係も併せて確認をさせていただければと思います。

○委員長（丹 正臣君） 佐藤係長。

○地域住民課地域振興係長（佐藤 匡君） お答えいたします。

令和3年度におきましても、コロナの感染動向が施設の利用者、売上げに大きな影響を及ぼすものと考えております。今月5日、参議院の予算委員会では、新型コロナウイルス感染症対策分科会の尾身会長のほうが、終息までには2年から3年かかるであろうという見通しということで述べられているとおり、完全終息までにはまだまだ時間がかかることが予想されます。

その一方で、道内の感染者数は若干ではありますが減少傾向にあること、また、ワクチンが開始されること、さらに本年2月から3月にかけての地域交流センターの宿泊者数がコロナの影響がなかった平成30年度実績を上回る状況であることから、徐々に利用者は回復していくことも予想されます。

これらを鑑み、令和3年度につきましては、宿泊者数を令和2年度実績見込みである4,000人を当初計画1万人とし6,000人増やすということは難しいと考え、まずはその半分の3,000人を増やし、合計で令和3年度につきましては7,000人で集客を見込んでおります。また、売上げにつきましては、コロナウイルスの影響がなかった平成30年度実績5,119万円の約70%、3,647万円で見込んでおります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） この今の示された7割という数字です。これが様々な、もしかしたら本市における、いわゆる観光等々の入り込みというところの市としての見方なのかなと思うんですけども、この7割という考え方に対して、指定管理料で予算化をしているので、その見込みを市としても飲み込んだ上で予算化していると思うんですけども、率直に言って、その4,000人になった人数が今説明のように2月、3月ちょっと戻っているのでも4月以降の1年間やれば7割ぐらいまで戻るだろうと。北海道の観光振興機構が先般出した部分でいくと、コロナによる観光入り込み数については4割減という数字も出ているんですけども、この辺の部分を含めて、いわゆる通常年に比較して3割減だと。こういう考え方であるということに理解してよろしいか、最後その確認をさせていただきます。

○委員長（丹 正臣君） 庄司課長。

○地域住民課長（庄司伸一君） お答えいたします。

まちづくり総合計画では、本市は合宿、また移住定住、自動車等試験研究のまち、地域間交流などが位置づけられております。このことから一定の宿泊施設の受入れ体制が必要であると考えています。現状コロナ禍にありまして、人から人へ直接おもてなしをするということが、なるべく接触がないように、また出張はオンラインで、宴会は自粛など、宿泊施設にとっては厳しい状況下に今あります。

一方で、国が令和3年度予算において、Go Toトラベル事業の延長、また、新たな旅のスタイルとして余暇を楽しみつつ仕事をするワーケーションなどの事業展開も示されています。今回定めた目標に向かってコロナ、読めない部分もありますけれども、時代に合わせた変化も求められますので、国や道の動向を注視しながら経営改善を含めて協議を続けていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 次の質問をいたします。次の質問は、コミュニティ活動推進費についてお

伺いたします。

具体的中身については、花いっぱい運動の推進事業費についてであります。令和3年度予算、この花いっぱい運動推進事業費、緑化草花播種育苗管理業務については約半額になっています。令和2年度が301万6,000円で令和3年度が158万2,000円ということで、おおむね半減しております。委託料の大幅減の理由をお伺いたします。

○委員長（丹 正臣君） 高橋自治環境課副長。

○自治環境課副長（高橋将人君） お答えいたします。

花いっぱい運動で使用している花苗につきましては、市内農業者団体に生産育苗を委託してきたところでありますが、高年齢化等によりましてその団体が解散して生産者数が半減いたしました。そのために花苗本数の見直しを行った結果、事業費の縮小につながったものであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 具体的に花いっぱい運動における影響ということで、ただいま花苗の本数が減だということだったんですけれども、具体的にその花の苗の本数、何本から何本というのを聞かせください。

○委員長（丹 正臣君） 高橋副長。

○自治環境課副長（高橋将人君） お答えいたします。

生産者数が半減したことによりまして、花苗の本数も半減を基本に精査をしました。その結果、令和2年度の3万5,840本に対しまして3年度は1万8,830本となったところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） この減は自治会配布数の減でありますから、単純にいくと、自治会ごとで今まで植えている、管理している花壇に植える花が半分になるということですか。単純に、すかすかになりませんかという、その影響みたいなところをどのように考えていらっしゃるか、お伺いします。

○委員長（丹 正臣君） 高橋副長。

○自治環境課副長（高橋将人君） お答えいたします。

花苗の減少が自治会の取組に大きな影響を与えないようにということで、保育園、小・中学校など子供関係の施設を除いた公共施設への配付をまず取りやめました。その分を自治会に振り分けることによって、半減が基本ということで考えてはきたんですけれども、自治会の分につきましては2年度と比較して4割減というところにとどまっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 4割減。確認ですけれども、公共施設には、そうしたら花は植えないとい

うことで、自治会で管理している花壇は6掛けぐらいの密度の花壇になるという、こういう理解かなと今時点では私なりに受け止めざるを得ないんですけども、そこで、今回のその予算の減額理由が生産体制の縮小です。それでいくと、今ありましたとおり、生産に関わっていた団体が高齢化によってということで生産者数が減ったということなんですけれども、当然ながら、では、この先大丈夫かということなんですけれども、これまで自治会の中で花いっぱい運動というのはやはり大きな本市における運動、皆さんも春になればということで関わっていただいている運動なんですけれども、花の苗が確保できなくなるような事情、この先、この運動が継続できるのか。例えばあとは今回のように花が薄くなったときにもっと花がないのかと、こういう声が出たときに市としてはどのように考えるのか、いわゆるどこかで別の体制で花の苗を用意してくるのかどうなのか、その辺の今後の考え方、お聞かせいただければと思います。

○委員長（丹 正臣君） 東川資源循環統括監。

○資源循環統括監（東川晃宏君） まず、今後の継続ということでしたけれども、先ほど高橋のほうで答弁させていただきましたが、公共施設の配付の取りやめという部分では、その保育園とか小学校などには置きますので、そういったところを除いた公共施設のほうにはちょっと配付を取りやめるということで、少しでも自治会のほうの本数に影響を与えないようにということで考えさせていただきました。

この花いっぱい運動、委員のお話のように、自治会活動の中では長き間にわたって取り組まれていますし、中枢をなすような運動の一つでもあるかなと思います。そういったような取組で過去には環境大臣の表彰なども受賞した取組であります。今回、これは約35年にわたって取り組まれておりまして、自治会のほうにも根づいている運動であります。環境美化のみならず地域の活動にも寄与しているということから、今後も、これは継続を基本に考えております。

今回、3年度の花の苗については、先ほど解散しました農業者団体、これは元気母さん！夕の市なんですけれども、そこの2人の方に引き続いて育苗をお願いしようと考えております。そのお願いする方については、今60代ということなので今後の先という部分でいきますと、将来的にわたっては次の世代というのもひょっとしたら考えていかなければならないかなと思っています。

ただ、今回4割減で花壇を植えていただいて、その様子を見ながら、引き続き生産本数を増やす仕組みとか、現行のこの体制でそれほど見劣りしないよという形になるのか、そういった部分は3年度の事業をやってみた結果、そこは判断させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。真保 誠委員。

○委員（真保 誠君） 私から地域おこし協力隊について質問いたします。

予算書で69ページ、資料で8ページになります。

その中で、令和3年度の予算として6,728万3,000円を予算計上してございます。過去の予算、

決算振り返れば、令和2年度の予算、まだ決算出ておりませんが、それで5名で3,213万円、令和元年度の決算として5名で1,724万6,000円となっております。今回6,728万3,000円と、令和元年度から比較しますと、1,700万円から令和2年度が3,200万円、さらに令和3年度が6,700万円と倍々となっております。非常に本市としまして力を入れている事業ということで受け取っておりますが、その中でも人数が令和3年度が羊7名、農業4名、観光4名、地域振興で1名と計上されておまして、令和2年度の5名の内訳が羊3名、農業1名、観光1名となっております。人数的には非常に5名から16名ということで10名以上の増となっております。それからちょっと先に人数の確認なんですけど、予算書の中で12名になっておまして、資料の中では16名になっておりますけれども、この差異は何かちょっと教えてください。

○委員長（丹 正臣君） 千葉創生戦略課副長。

○創生戦略課副長（千葉 玲君） お答えします。

今回この16名と12名の差異についてなんですけど、観光分野における4名については委託型に今後しようと考えまして、直接雇用が12名、4名が委託型となっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 委託、直営という意味がなかなかちょっと分かりにくいんですけど、仕事的内容的にはかなり変わるんでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） この地域おこし協力隊の制度、まず2つの雇用の方法があります。

まず、1つは従来どおりの会計年度任用職員という部分での雇用形態、それからもう一つ、委託という雇用形態、この2つがあります。今、千葉副長のほうから御答弁申し上げたとおり、12名に関しては会計年度任用職員という身分での地域おこし協力隊としての活動を行う人数が12名です。4名に関しましては、同じ地域おこし協力隊なんですけれども、委託型という形の雇用形態で活動すると、そういうような形態になっています。ですから、同じ委託型でも直接雇用型でも地域おこし協力隊としての活動には変わりはないので、同じような活動をしていくという内容になっています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 分かりました。

それで、本題ですけれども、この地域おこし協力隊の隊員の採用についてでありますけど、前年度まで5名程度でありましたけれども、過去の実績、それからこの現在に至るまでの隊員の定着、要するに定住定着者は実績はあるのか。それと、この選定の基準です。隊員の選定の基準と、この業種についてですけれども、一応今回の予算書の中には羊、農業、観光、地域振興ということで出ておりますけれども、この業種についての何か限定はあるんでしょうか。もしないとすれば、全ての業種に対して該当するのかどうか、お答えをお願いします。

○委員長（丹 正臣君） 千葉副長。

○創生戦略課副長（千葉 玲君） お答えいたします。

これまでの部分の人数についてなんですが、平成23年度から最初の地域おこし協力隊員を任用してから、これまで16名委嘱しております。8名の隊員が退任しまして、実際に任期満了でいくと5名、途中退任3名のうち、定住者は4名であります。5割となっております。全国の協力隊員の市町村定住率も50%ということで、令和元年度の実績でも同じ、大体同等の数になっております。

採用の基準という形になっているんですが、決定までの流れという形ではちょっと御説明をしたいなと思っておりますが、選考については、まずは書類選考で1次選考を行いまして、2次選考で面接を行い、採用の決定を行います。初めに1次選考で、こちら特別交付税の地域要件を確認しまして、応募資格を確認後、その後、応募の動機や地域おこし協力隊としての目標や退任後のビジョン、職歴などから決定いたしております。2次選考では、こちらの本市の特色や取組を理解していただくことで、移住後の地域のギャップによる途中退任を防ぐために基本的には本市に訪れていただいて面接を実施しています。実際面接でも担当部署がメインとなりますが、JAなどの関係団体とも面接官としていただいて、採用決定をしているところです。

最後、募集の分野の部分についてなんですが、現在農業支援員、羊飼養、観光、スポーツ合宿、地域振興の5分野の活動を想定して募集しております。国の要綱では、地域おこし協力隊とは地域協力活動を行う者と規定されており、その地域協力活動とは、地域力の維持強化に資する活動としており、具体的な内容は個々人の能力や適性及び各地域の実情に応じて自治体が自主的な判断で決定することができるとされています。本市では、この国の要綱に基づきまして、土別市地域おこし協力隊規則を規定して、対象分野を決定しています。考え方、具体的には先ほど言った観光の部分で観光振興や農林業の振興に関する活動と規定はしておりますが、考え方としては土別市まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点プロジェクトとして掲げています。農業未来都市、まちの未らい、合宿の聖地創造に関する活動を行う分野に絞って重点プロジェクトの推進及び地域課題の活動を図ることとしています。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 最後のほう、ちょっと分かりにくかったんですけども、この選考については1次試験の中のところをもう一度ちょっと説明していただきたいのと、一応この資料の中では一般財源として書かれておりますけれども、ちょっとお聞きしたところによると、これは最終的には国のほうでもあり得るとい話も伺ったんですが、そこら辺のちょっと流れも併せてお尋ねします。

○委員長（丹 正臣君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） まず、地域おこし協力隊の採用までの流れという部分で、1次選考はまず書類審査になりまして、一般的には履歴書を私どものほうに、市のほうに送られてき

ます。その部分である程度本人のどういう意欲があるとか、そういった部分をまず履歴書の中である程度選考します。その後、今度2次選考、これは実際士別に来ていただいて、例えば綿羊、羊の分野で活動したいという方がいましたら、例えばそこで面接を行いながら市の綿羊の施設を案内したりとか、そういったこともしております。最終的に、2次選考までの本人との面談とかを踏まえた中で最終決定という流れになります。ですから、地域おこし協力隊の方々はそれぞれすごい意欲を持った方ですとか、例えば夢を描いている方、そういう方々も来ますので、例えばそこは書類選考で見たりとか、その後実際本人がどういう気持ちなのかというのを面談をやった上で選考しているという形になります。

あと、もう一つ、採用の部分の特別交付税のお話なんですが、予算、令和3年度ではこれは16名分ということで6,700万円と膨れ上がっています。この部分は国の特別交付税の措置になりまして、全額国のほうで一定程度その部分は見ただけという制度になっておりまして、予算的には確かに倍以上に膨れ上がっていると一見見えますが、そこは特別交付税の措置がなされるといった部分でこのような形になっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） それで、今後の計画、それからこれはどの程度まで継続されるのかという予定はあるのか、そこら辺はいかがでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） 今後の計画という部分でいきますと、この地域おこし協力隊の採用人数に関しましては、総合計画のほうでもそれぞれの分野ごとの人数という部分はある程度計画を持っております。本年度でいけば、たしか17名程度の予定になっていたかと思います。ですから、今後、来年度から展望計画という総合計画の見直しが始まるんですけども、その中で例えば受入れの部分がきちんとできているのかですとか、例えばその要望などを聞きながらその総合計画と合致するような形の採用計画になっていくのかなと思います。

それから、今後は、これは総務省の地方創生という形の事業の一環でありますので、この国の制度が続く限りは移住ですとか地元定着という部分にはそれが地方創生という部分にもつながりますので、そこに関しましては、引き続き制度がある限りは継続していくような考えでいきたいと思っております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） あと、その業種の中で、観光それから地域振興、ここに合宿はございませんけれども、地域振興という意味合いが農業でも観光でも商業でも全てこれは地域振興だと思うんですけども、この地域振興という、この枠というのはどのようにお考えでしょう。

○委員長（丹 正臣君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） 先ほど千葉副長のほうからも総合戦略に掲げているという部分で、

重点的に進めるものだというお話がありました。まちの未らい創造という3つの柱の1つの中にコンパクトタウンの推進という部分があります。ここの部分は、これはもう朝日地区の地域振興という意味合いでいけば、やはりコンパクトタウンの推進につながると、そういうような観点で今回1名採用したという経緯があります。ですから、地域振興という、例えばそれほどでも当てはまるという部分もありますけれども、あくまでも朝日地区のコンパクトタウンの推進という形で今回1名の募集をかけて採用したと、そういう経緯です。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） これは非常にこれから士別を発展させるために、移住定住も含めて、私が思うに、移住定住それから新規就労も含めてトータルでリンクする話ですから、これは一緒に考えていただかなければいけないということと、ここで総合戦略の中身は分かりますが、実際に移住定住として考えたときにはあまり固く業種に縛りをつけないほうが移住定住を促進するためには非常にもう少し緩い政策というか。ただ、先ほどありました最初の基準にやはり当てはまらないとこの制度は使えないと思いますので、その辺柔軟性を持たれて、行政のほうでバックアップ、それから加えて、先ほど定着が50%強ありましたけれども、実際に前にも議会の中でお話ししましたが、この協力隊の方で終わられてから、隣の町にちょっと行かれた方も新聞報道でお伺いしましたが、ああいうところも非常にアフターフォローの面でやはり最後まで協力隊で士別に協力していただいた限りは、やはりその後のフォローもしていくべきだと私は思います。それは業種に限らず、やはりその辺のバックアップを行政が最後までしてあげて、その定住に結びつけるように、今後はさらにプッシュしていただきたいと思うんですけども、その辺はどうお考えでしょう。

○委員長（丹 正臣君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） お答えします。

真保委員がおっしゃるとおり、やはりこの地域おこし協力隊として活動していただくと。その後やはり定住と結びつける、これはもう非常に本当に重要なことだと思います。アフターフォローの部分なんですけれども、実は活動中もこれは定期的な面談とかを行ってございまして、まず活動中もフォローはし続けています、もちろん。面談のときにも隊員の意思という部分は十分に尊重した中である程度業種を絞るんですけども、尊重した中で採用という形になっています。

今も現に就業とか起業の部分に関しましては、それは活動が終わった後もいろんな支援制度ですとか、例えば資金の部分ですとか、そういった部分の情報提供ですとかフォローはしています。先ほど千葉副長も申し上げましたけれども、場合によっては関係団体、JAとか、そういった部分の協力ですとか、地域の方々とも連携を図りながら起業とか就業という部分のバックアップには努めていますので、もちろんそれは活動が終わった後も地域に根差して活動というか、就業していただけるという部分ではもちろん定住、定着につながっていますので、その

後もアフターフォローという部分でいけばずっと継続して実際やっていきます。そういった相談ができるような体制づくりも今徐々にできつつありますので、アフターフォローはずっとしていくと、そういう考えであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、通告をしていました普通財産環境整備事業については、先ほど西川委員の財産管理費の中に対する答弁で理解をしましたので、次に、「まちの地域力」推進事業について伺いたいと思います。

この事業の前提となるのは、市内を8地区に分けて将来の地域づくりの目標、さらには地域づくりの取組を定めた、いわゆる地区別計画が前提となるものと理解をしています。総合計画の中で初めて地区別計画を策定して今取組をしていますけれども、早いものでスタートして4年目となることから、総合計画と同じように検証と見直しが必要だと思っておりますけれども、その前にこの期間、各地区で計画をどのように実践されたのかということをごどのように捉えているのか、それから先ほど触れました計画の検証と見直しに対しての考え方をお伺いしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 久光企画課副長。

○企画課副長（久光 徹君） お答えいたします。この検証、見直しの方向性についてお答えできればと考えております。

地区別計画の中では、計画書の中で4年ごとに検証や見直しを行うということで位置づけております。このため、令和3年度に検証を進めまして、令和4年度以降の残り4年の地区別計画を必要に応じて見直したいと考えております。検証、見直しに当たりましては、当初策定当時から各地区において市民や地域担当職員も含めたワークショップを開催して現状や今後の取組について話し合いを行っておりますので、次年度の検証、見直しに当たっても地域の方々の御意見を踏まえることが重要であると認識しているところでございます。

また、策定後の各地域での取組の推進の状況でございますが、地区別計画におきましては、地区別計画のまちづくりを進めるに当たりまして、住民主体の地域力を一層推進する必要があること、また、地域づくりの取組は地域が主体となって実施し、行政との連携の下、推進することを掲げております。本市では、この地区別計画を推進する活動を支援するために「まちの地域力」推進事業を実施してきておりました。この地区別計画の計画期間であります平成30年度以降、この推進事業を活用いただきまして、例えば朝日地区における商店街活性化の取組、多寄地区における買物支援や施設等の検討、温根別地域における憩いの広場の整備などの様々な事業に活用いただいているところでございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 分かりました。

それで、確認ですけれども、今それぞれ事業を起こして、この推進事業の事業に取り組んでいるということでもありますけれども、これはそれぞれ、もちろんですけれども、地区別計画に入っていた、当初から計画していた事業なのか、あるいは地域でそうではない事業なのか、この辺の確認をしたいと思うんです。

○委員長（丹 正臣君） 大橋課長。

○企画課長（大橋雅民君） お答えいたします。

「まちの地域力」推進事業については大きく2つの該当項目がありまして、1つは地区別計画を推進する分野、もう一つは協働で取り組む分野、この2つについて支援を行うということにしております。

実際、今、久光のほうで各地区の取組の状況についてお話をさせていただきましたけれども、お話しさせていただいたのは地区別計画に基づく取組を支援した事例について報告させていただきました。ちなみに、令和2年度でいきますと2件で29万4,000円の支援を行っておりますけれども、これについては地区別計画に基づいた取組について支援を行ったものになります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それで、見直しに当たっては、恐らく8地区ともワークショップをつくって、それぞれの意見を集約して計画を立てたと思えますけれども、今回見直しに当たっては同じメンバーで、あるいは多少は変わるかもしれないけれども、基本的にそういうことで考えておられるんですか。

○委員長（丹 正臣君） 久光副長。

○企画課副長（久光 徹君） お答えいたします。

検証、見直しに当たりましては、策定したときと同様に、地域の方々の御意見を踏まえながら対応していきたいと考えております。検証、見直しに当たりましては、まず検証に当たりましては地区別計画に記載されている地域づくりの取組の方針に関しまして、先ほどお話ししました「まちの地域力」推進事業の活用実績のほか、各地域での取組なども取りまとめた上で検証を進めたいと考えております。

また、見直しに当たりましては、この検証結果を踏まえて各地区における地域づくりの取組、この方針について必要に応じて見直すことを基本としたいと考えております。具体的な検証の方法については、各地域でワークショップを開催することを基本としたいと考えておりますが、参加人数ですとか回数等については各地域の実情に応じて対応したいと考えてございます。また、ワークショップの開催を基本としつつも、コロナ禍であることや地域の実情を踏まえまして、ワークショップではなくて別の手法によって市民の御意見をお聞きするということが状況に応じて検討したいと考えてございます。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 見直しに当たっては、先ほど言ったワークショップが、これが基本だと思

うんですけれども、いろんなメンバーが変わったり、いろんな思いがあるので、その辺は策定に当たっては柔軟に対応したほうがいいんだと思います。このことを申し上げて、この質問を終わります。

それから、通告していました地域おこし協力隊活動事業については、先ほど真保委員の質問に対する答弁で、ある程度理解しましたので、次の庁舎改築事業について伺いたいと思います。

予算額が1億4,999万円を外構工事を実施するということでありますけれども、この工事内容と併せて市役所のいわゆる景観と、それからできれば市民の憩いの場にも少し配慮したほうがいいのかという提案ですけれども、この辺の考え方を伺いたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 青木課長。

○総務課長（青木伸裕君） お答えいたします。

今憩いの広場的な空間整備ということですが、これまでも議場で新庁舎の整備に当たってちょっと説明してきた経過もありますが、改めまして本庁舎の東側に一応広場を設ける考えでありまして、そちらには芝を張ったり、樹木を植樹したりということで市民が集えるように木陰をつくってそこにベンチなどを配置するといったことで考えております。また、庁舎正面につきましては、ゴールバーン・ローズを植栽する花壇を設けるなど緑の確保に努めるとともに、東の広場の樹木の選定に当たっては市民に親しまれるような樹木を考えているところであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 分かりました。

それで、直接的に外構工事に関係あるかどうか分かりませんが、今の新庁舎、正面という定義がよく分からないんですけれども、あれは第2庁舎、それから新庁舎、対面していますから、正面という定義は分からないんですけれども、常識的に正門から入ったところが正面なんだと思うんです。そうすると、いつも来て感じるのは第2庁舎の西側の壁面、白くきれいにしていますけれども、垂れ幕が3本ぐらい掛ける準備をしています。できれば、外構工事とは関係ないですけれども、あそこに壁画というのはちょっと大げさかもしれませんが、例えば子供たちに募集して、その絵をあそこにつくる。市のイメージ、入った瞬間あつと思うような、そういうことも考えたらいいのではないのでしょうかという提案です。

それで、恐らく新庁舎に係る工事というのはこの外構工事です恐らく最後だと思います。今やらないと恐らく永久にできないのかなという気がしますが、この辺の考え方について所管する部門とは話をしましたので、急な話で答弁は要りませんが、もし答弁を用意しているのであればお伺いしたい。

○委員長（丹 正臣君） 佐々木新庁舎建設課庁舎建築管理監。

○新庁舎建設課庁舎建築管理監（佐々木誠君） 第2庁舎西側の外壁はガルバリウム鋼板というのを貼っています。これは通常のガルバリウム鋼板よりもマグネシウムを添加してあって、3倍

耐食性があるものを、次世代のガルバリウムとも言われているんですけども、採用してあって、形状は角波といって25ミリ角で折っています。ですから、直接塗装は外壁面にも悪影響が出ますし、これは難しいと考えております。

看板のようにアルミ覆工板で屋外シートを貼って外壁に固定した場合、これも3.6メートル角でありますと、100万円程度かかります。この屋外用のシートなんですけれども、耐用年数がおおよそ5年、5年ごとに貼り替えないと色が抜けていくんです。であって、ちょっとコストもかかるので、採用は、申し訳ないんですが難しいと考えております。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 見事に断られましたけれども、費用のことも気にはしています、財政事情知っていますから。ただ、これからこの庁舎、半永久的に使うということであれば思い切って考えたほうがいいかなと。できれば、期待するところですけども、執行残、もしあれば、やってみないと分かりません。

それから、これもこちらから言う話ではないんですけども、企業の社会貢献活動か何か、もし独り言だと思って聞いてほしいんですけども、こんなことを活用しながら今ぜひ検討すべきだと思います。極めて殺風景なんです。せっかく立派な庁舎ができて、そしてやはり心躍ると言ったら大げさですけども、入ったときにあっと思うような、そんな印象を市民に与えるような工夫がぜひ必要なので、できないということで今、技術的なことなんですけれども、何とかそこを工夫してやってほしいなという、これは本当の小さな希望です。もし、できなければやむを得ない。そんなことで、この質問を終わります。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） 同じく庁舎の改築事業について取り上げます。今の大西委員と重ならないように質問したいと思います。

市が非常に財政が今危険な状態ということで市民に言うと、大体返ってくるのが、やはり立派な市役所建てたからだべさという市民が非常に多いんです。いろいろ過疎債とか合併特例債とかの仕組みを説明したら分かっているんでしょうけれども、しかし、この外構工事もこれから、やはり無駄と言われるようなお金はなかなか使えないので、その中で工夫して品格のある外構にしたいなど、今大西委員もおっしゃっていましたが、そういうようにぜひしていただきたいという、そういう立場から質問したいと思います。

まず、駐車スペースについて何度か取り上げているんですけども、今度外構工事によってできる駐車スペース、今あるのと合わせて何台になるのか、お聞きしたいと思います。

それから、この現市庁舎スペース以外、市庁舎と消防庁舎、市民文化センターありますけれども、その敷地以外に一段上がったところに職員駐車場があり、また教育委員会や総合体育館にも車が止められます。そして、ずっと西側に行って旧市立図書館の跡地など含めて、この市庁舎の周りの駐車スペースというのは総計何台になる予定なのか、ちょっとお知らせ願います。

○委員長（丹 正臣君） 水村係長。

○総務課行政係長（水村友博君） お答えいたします。

雪のない状態であるということでお答えするんですけれども、本庁舎、第2庁舎、消防庁舎、文化センター前の駐車場ですが、これは普通乗用車134台、大型バス2台、思いやり駐車場4台ということで、計140台を見込んでおります。

文化センター東にあります職員駐車場、これが70台から90台止められるということで、総合体育館の西側にある職員駐車場、こちらは100台から120台、教育委員会にある敷地、ここには12台、総合体育館の前の敷地、この駐車場には78台ということで、想定される最大の止められる台数は440台ということで想定されます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 前の定例会のときに相山副市長が答弁いただきましたけれども、これだけ台数が必要なのは、市民文化センター大ホール、700人程度収容のときのイベントにやはりそのぐらいの台数が必要なんだと答弁いただいたと思います。それは年何回ぐらい、ではこの440台がいっぱいになるという想定なんですか。

○委員長（丹 正臣君） 水村係長。

○総務課行政係長（水村友博君） お答えいたします。

大体20回ぐらいということであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 時間帯というのを考えてほしいんです。だから、市民文化センター大ホールで、平日の昼間、イベントがある。確かに高齢者向けの文化祭だとか、いろいろ平日昼間のイベントもありました。そういうときにかなり人が集まったこともあります。ただ、夜のイベントはどうですか。職員駐車場に車止まっているんですか。だから、市民文化センターで夜イベントあるときは職員は退勤しています。5時半過ぎたら、ずっと車引いていきます。それでも、やはりイベントのときは年20回、この440台満車になるから確保しておかなければならないと、そういう認識なんですか。

○委員長（丹 正臣君） 青木課長。

○総務課長（青木伸裕君） お答えいたします。

先ほど国忠委員から、これまでの一般質問であるということでもありますけれども、そのときもイベントの際に満車になるといったこともありますが、文化センターの大ホールのみならず、ハーフマラソンですとか産業フェアですとか、そういったときも、これまで庁舎前のスペースを使っているといったことで、先ほど文化センターの大ホールでの20回に加えて、プラスアルファという要素があります。そのときも言わせていただいたんですが、やはり路上駐車対策がありまして付近住民の方々に迷惑かけてといったところがあります。また、雪の堆積場としても大体今年の状態でいきますと、60台程度のスペースの部分の部分が堆積場として雪を積まないとなら

ないといったこともありますので、140台は全然止められない状況にもあります。そういったことを総合的に検討しまして大体140台程度が夏、冬場含めて台数的には用意しないとならないのかなといったことを判断させていただいたところであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 今、産業フェアの名前が出ましたけれども、去年たまたま産業フェア中止だったですけれども、おととしまでの例を見ると、産業フェアのチラシが新聞に折り込まれますけれども、片隅にバスの乗車券がプリントされていて、そこをカットすると、バスの運賃無料で乗れると。駐車スペース限られるのでバスを使ってくださいと書かれているんですよ。そういう政策を続けていけば別にこんなに過大な駐車スペースが本当に必要かどうかとちょっと疑問に思うんです。そして、あたかも前、去年聞きましたけれども、職員もノーカードというのを行っていらっしゃるということで、そういうふうにしていけば、こんなに駐車スペース確保しなくても、先ほど大西委員おっしゃられたような憩いのスペースももっと大きく取れるし、何よりも土地余れば売ることにはできるんであって、そういうことで財政の健全化へ貢献もできるのではないかと思うんですが、ちょっとそこら辺認識を改めていただきたいなと思います。

だから、イベントについては、やはりもっと路線バス利用できる条件のある人は利用して、そんなに路上駐車するほどの状態を生まないように公共交通も使っていきましょうと、そういう姿勢はちょっと、そういう方向は考えないですか。

○委員長（丹 正臣君） 青木課長。

○総務課長（青木伸裕君） お答えいたします。

確かに公共交通機関を利用させていただくといったことは並行して進めさせていただくつもりではあります。ただ、産業フェアにおきましては、いろんな物産を買っていただくといったこともありまして、その荷物を車に乗せるといった方も少なくないのかなと思っています。一定程度減るにしても、先ほど言ったとおり、一定程度の台数はやはりこれまでの経過も含めて必要ではないかという判断の下で設定させていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 結局、発端というか、言いたいことというのは、旧市庁舎から新市庁舎になって緑地帯が減って駐車スペースが増えるというのはどういうことなんだということがもとの出発点なんですけれども、ちょっと今、そういう路線バスの活用も言っていたので、今後、検討していただきたいと思います。

次に、昨年、第4回定例会で苔口委員に答弁されていたシンボルツリー、今、大西委員にも木を植えるみたいな話もされていましたが、具体的にはシンボルツリーというのはどういうものを考えていて、大体予算としてはどのぐらいなのかを教えてください。

○委員長（丹 正臣君） 半澤副長。

○総務課副長（半澤浩章君） お答えいたします。

工事の中で新庁舎の玄関の正面に、現在のところ5メートル程度の樹木の植樹を予定しているところですが、こちらの樹木なんですけれども、特にまだ決まっていはいないんですけれども、病気や雪などの耐性ですとか、あと成長のしやすさなど樹木の特性を考慮して専門家の方の意見も頂きながら、これから選定をしていきたいと考えています。

経費につきましては、約50万円程度を見込んでいます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） シンボルということですから、土別の木であるイチイとか、そんなふうに考えるのかもしれませんが、クリスマスとかにイルミネーションしたりとか、いろいろ観光協会とかの話もあるかもしれませんが、そういった活用も考えていただきたいと思えます。

次に、これも4定で苔口委員に答えていらっしゃった双馬像と、それから佐々木良五郎像を、結局どうするのかと。たまたまこの市の広報の今月号に市長への手紙が来ていまして、佐々木良五郎氏の銅像を博物館に移設することですが、市民の意見を聴取するなど再考してもらえませんか。の～むと同じです。答えが、佐々木良五郎氏の胸像の移転について、胸像建設期成会の方々の意思を尊重すべきところでしたが、意見を聴取することが困難な状況にありました。理由は書いていないです。そのような中、佐々木氏の御遺族と連絡が取れ、市立博物館の敷地内に移転させたい旨を相談し、了承を得て移転いたしました。遺族がオーケーと言ったから、期成会の意見は聞けなかったけれども、まあいいという答えになっているんですけども、結局この双馬像も併せて、佐々木良五郎氏も併せて、外構に戻すということはありませんか。お答えください。

○委員長（丹 正臣君） 青木課長。

○総務課長（青木伸裕君） お答えいたします。

今、国忠委員から言われたとおり、様々な御意見も頂いてきたところです。先ほどの期成会の方々の御意見といったところでいきますと、当時の方々がもう既に高齢によってお亡くなりになられたり、もう市外へ転出されたりといったことで一部、その期成会の関係する息子さんですとかにもちょっと御相談させていただいたという経過がございます。ただ、先代が決めたことなので自分らとしては特段意見という部分はないといったこともありまして、それでは誰から意見をといったところで、御遺族との連絡が取れましたことから御相談させていただいて、博物館への移設を御了承を頂きながらしたところであります。

ただ、建立された目的ですとか、そういったこともありまして博物館へ移設したところがありますので、御意見は様々あるかと思いますが、この外構工事の中にはこちらの付近に設置するという計画にはなっておりません。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） さっき大西委員も第2庁舎の壁を使って子供に喜ばれるような壁画をという話もされていましたが、この双馬像とか佐々木良五郎像というのは、一種このまちを、佐々木良五郎さんはそうですね、このまちに貢献された方です。だから、子供だとかが気軽に、昔、旧市庁舎はよく緑地に保育園の子とか散歩に来ていました。そういうふう子供たちが気軽に立ち寄って、士別市にこういう先人がいるんだという勉強ができるわけです、教育長。やはりそういう教育的な意義があったわけですよ。今、双馬像と佐々木良五郎像は博物館に行きましたと。博物館に気軽に行けますかという話をしたいんです。保育園児とか、小学生が自分で行けますかという話です。そして歴史の勉強をするのはいいんですけども、今までのほうが気軽に市役所に立ち寄って勉強できた。産業フェアに来る人たちは車でどんどん来てほしいんですけども、子供たちは、では、ここで博物館まで歩いて行きなさいと。何かおかしくないですか。道北バスは通っていますけれども、やはり、だからそういう教育的な意義を考えても、この市役所の外構にちょっと歴史的記念物があるべきなのではないかなと思うんですけども、いかがですか。

○委員長（丹 正臣君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） 双馬像及び佐々木良五郎氏の胸像についての移設について、以前の定例会の議会の中でも話がございました。今、最後のほうにお話がありました教育的な視点、それは確かに一方ではそういう視点も考えられるかもしれませんが、それは様々な分野のものがこのまちにあると思います。例えばアイヌの人たちが生活していた場所に関わるものであるとか、あるいは一番最初に土壌改良をやってこの地で農業を振興した、そういった中でいくと、例えば土地改良事業の関係でいくと、かつて中西さんという方の胸像も土地改良区の元の事務所の前にありました。ところが、それが場所が変わるといって今は頭首工の近くにと変わっている場合もあります。

一方で、例えば農協のこの地域の農業協同組合の礎を築いたとも言われている秋山孝太郎さんの像も旭川市の農協関係の施設にありましたけれども、そちら建て替えでということで、今は御遺族の方々の下へと移っています。

全てのものがそれぞれゆかりの地、あるいはそこにあるということは、一方では求められる大事なこともかもしれません。ただ、他方、全てのものが時代の変化とともに、そこに置いておけるか、あるいは意味として、例えば佐々木良五郎氏の胸像に関しては庁舎も今第2庁舎が一部残っていますけれども、もともとのあの市の庁舎を建てるところに非常に尽力されたという思いで、当時の方々が多くの浄財を集めて、たまたま私今手元にその当時の資料もありますけれども、多額の寄附の下で造られましたけれども、これについても関係する皆さんから、これは庁舎新しくなるんで一定程度仕方ないのではないのかという確認も得ているようですし、一方で確かに博物館のあの場所が利便性がどうかと言われると、そういう状況もあるかもしれま

せん。それでも小学校の授業ではバスを利用して博物館に行くというメニュー、今、今年度は、今年のはしばらく博物館、今修繕中で行けないんですけれども、出前のほうで対応していますが、子供たちもあそこに行ってほかの資料も一緒に見ると、その中にあるという意味では、それも一つの十分な教材になる。阿部晃工氏がどれだけ偉大な方でいろんな作品を作ってきたのかということも併せて学ぶという視点もありますが、確かに狭い空間にあるという御指摘、それは御指摘のとおりだと思っています。その点については、様々な見方があると思っていますけれども、今回庁舎の整備に当たって様々な検討をし、いろんな方の御意見も伺いながら行政としても現状に合ったものを考えてきていますので、今、国忠委員からお話しあった教育的視点についてはまた違う形で今後配慮していくということで対応していきたいと、教育委員会としてはそのように考えてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 京都とか奈良みたいにちょっと歩いたら何千年前の歴史的遺産があるまちではないですから、それだけにやはりそういう歴史的なものを、この100年、200年のものであれ、大事にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

最後に、いわゆる正門の問題です。西側の入り口にある石垣状の門がありますが、片側に進入禁止の標識もありませんので、一時停止の標識がありますけれども、進入禁止の標識もありませんので、時折車の逆走が見られます。それで、石垣状の門を今回新庁舎にして、ひょっとしたら撤去するのかなと思ったんですけれども、あそこは撤去せず、そして看板をわざわざ士別市役所から士別市廳にしました。そして、またこの士別市廳の廳という字が非常に難しい、戦前に使っていた旧字なんです。この士別市廳という看板にした理由は何なのかをお聞きして、この質問を最後にしたいと思っております。

○委員長（丹 正臣君） 青木課長。

○総務課長（青木伸裕君） お答えいたします。

これまで長きにわたって敷地入り口で使用してきた門でありまして、さらにプラタナスという植物も植わさっているということで、これらを残すか、検討させていただきました。結果的に若干の補修で何とか残すことが、存続することができるということで判断的には存続させていただいたといったところになっています。

また、士別市廳ということで表現を変えさせていただいた部分におきましては、これまでの文化センターが本庁舎と棟続きになっていたところが別棟になること、さらには第2庁舎も含まれた複合庁舎という意味合いで士別市役所だけではないといった意味合いから士別市廳という形で看板を設置させていただいたところであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 答えていないというか、まず逆走対策が1つと、それを対策するのかしな

いのが1つと。この廳という字を何でわざわざ旧字体にしたのか。これは言いたいのはやはり教育的なことで、この古い字を学校のテストとかで警視庁とかと漢字のテストが出たらこの廳を書いてもいいということなのかどうなのか、そこら辺ちょっとしっかり答えていただきたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 正門の石垣の門構えにつきましては、今総務課長がお答えしたとおり、これまで使っていたものを活用する中で新庁舎においても、引き続き、そういった歴史的な意味合いも含めて継続していきたいという趣旨であります。

御指摘のありました片側通行の分かりにくいというか、これまでそこで直接の事故という報告は受けておりませんが、そういう意味で危険性があるということであれば、その対策、周知含めて検討は必要かなと考えております。

もう一つは、士別市廳の部分ですが、市役所ともともなっておりますが、市庁という意味合いが、いわゆる市役所の建物という部分と、それから庁舎という、両方の意味合いあると思いますけれども、どちらかという、市庁というほうがそういった建物、市役所と、それから第2庁舎も含めた敷地の入り口だという意味合いでこういった表記にしたということと、庁の旧字体の使い方についても、これは他市の事例とかもいろいろ参考にしながらということでもありますけれども、もともとの字の意味合いがその役所の建物ということと、意見を聞くところという意味合いがこの字に込められているということも含めて採用したということでもあります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 答えになっているかどうかちょっとあれなんですけれども、本当に行政が、話し言葉はいいけれども、書き言葉でやはり自由に新しい言葉を使ったり古い字を使ったりというのはいいのかどうか、ちょっとまた教育長に言うことになってしまうんですけれども、今回の市政執行方針を見てください。人財という字が人と書いて財産の財になっています。それで、何と教育行政の執行方針にもそうなっていたんですよ。それが学校のテストに出て、人材、市の文書で財産の財と書いてあるから、はい、人財と書きましたと、小中高校で。士別市の生徒だけは正解で、ほかのまちの生徒は材木の材でないと駄目だと。そういうことにならないでしょう。だから、やはり行政が勝手に言葉をつくったり、ちょっと旧字体のが格好いい感じがするからこちら使ったというのはあまりよくないと思うんですよ。私は議会広報の仕事は12年間やっていますが、いつも思うのは、この議会広報を見て小学生が間違った漢字を覚えたら大変だなと思ってつくっていますよ。だから、やはりこういう旧字体をいきなり看板に持ってくるのか、ちょっと考えてほしいんですよ。ちょっとそこら辺コメントいただけたら、終わりにします。

○委員長（丹 正臣君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君） お答えいたします。

まず序の字の旧字体、新字体のことにしましては私どもその判断という部分では、今回残念ながら関わっておりませんし、また意味合いについても今は私、そう捉えて考えてみたことはございませんので、お答えできないんですが、ただ後段にありましたことに関しましては、確かに意図的に私ども人財の財は財産の財を使わせていただいています。これは、実は字については様々な解釈がありますから、私も勝手にむやみやたらに字を組み替えて使うのがいいと思っているわけではありません。ただ、思いの中で、いわゆる材料というイメージのものでなくて本当に財産なんだという意味合いを強く出したいという思いがありまして、これは実は市長も既にもう、ちょっといつだったかは忘れちゃけれども、少なくとも2期目のときからは、その財を意図的に使うんだということで、これを使っている経過がありますし、私もそこは同じ思いです。ですので、本来ならば、あそこは鍵括弧をつけるとか、アポストロフィーでくくるとか、そういう表現のほうが適切なのかもしれません。そういう配慮は必要かもしれません。

一方で、これはちょっと余談になって申し訳ないんですけども、今、障害の害の字についても、再度議論になっています。害の字は非常に難しい字を使う場合、それから今までの本当に、こごとへんに章という字を書く、あたかも何か悪いというイメージを持たせる字、そういうのがありつつ、法律上この悪いイメージを持たせる字が依然として残っていますが、本市は前々回の総合計画の策定時点でその言葉はもう使わない。これは平仮名でいくんだということで整理をしています。それは、当時そういった障害団体の皆さん方のお声もお聞きして、これは当時難しい漢字、あるいはこごとへんの字よりも平仮名が望ましいということの御意見も頂いてそういうふうに使っています。

そういう部分でいくと、法律的な言葉、例規もそうですけれども、そこに書いてある言葉、一般的に使う言葉、さらには広報だとかで使う言葉、それぞれに国忠委員がおっしゃるようにテストの答えとしてどうなのかというところはあるかもしれませんが、意味を持たせながら伝えていきたいという思いで使っている場合もあります。そのところはやはりきちんとそれが子供たちにとって誤解を招かないのかということは考えつつ、これからもいきたいと思っていますが、文部科学省のように、一回は子供の供をにんべんに共、いわゆる大人について歩く供だという字を使っていたのを、あえて平仮名に変えたのに、ある大臣が変わった瞬間にまたその漢字に戻すという、そういうことはしたくないという思いも私ども持っていますから、御指摘のあったその廳の字、あるいは人財の財という字については、多少もっと工夫が必要だった部分もあるかもしれませんが、私どもそれは思いを持っているところも御理解いただきたいと思っておりますし、市として使っていく言葉、もう少し整理をしながら、それを一定程度市民の皆さんも理解できるようなお知らせもしていくことができれば、それはその形で一つの地域文化にもなるのかなと思うところでございます。

答えになっていないかもしれませんが、私としてはそういう思いで使っていること

を申し上げさせていただきます。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 要は、士別の子供が漢字のテストとかで、妙なのを覚えて、これは財産の財でいいんだとかと覚えて、答えてしまって不利になることがあってはいけないと、そういうことなんです。だから、子ども議会もやっていることですし、言葉遣いについては行政の言葉遣いについてはしっかりお願いします。それを言って、終わります。

○委員長（丹 正臣君） まだ、質疑が続いておりますけれども、ここで午後3時20分まで休憩いたします。

---

（午後 3時13分休憩）

（午後 3時20分再開）

---

○委員長（丹 正臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第3款民生費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。西川 剛委員。

○委員（西川 剛君） まず今回の質問です。令和3年度当初予算にはない事業費ではありますがけれども、質問の機会を与えていただきました委員長にまずお礼を申し上げたいと思います。また、答弁の準備をいただいております担当課にお礼申し上げます。

多子世帯応援給付事業というのが今年度、令和2年度まで事業がございまして、10月に示されました健全化計画の中で歳出の抑制としてこの事業については令和3年度から廃止だということとずっと記載がありまして、今まで至っております。当然ながら令和3年度当初予算では計上されていません。3月の市の広報には、今年度末で廃止になりますので、4月以降の分については対象になりませんという、既にお知らせもされています。健全化実行計画に廃止事業と記載がありまして、今まで至っておりますけれども、もう私自身も12月の補正予算の中でも市民より羊かという質問をしましたので、しつこくて申し訳ありませんけれども、もうこれは廃止になれば質問できませんので、改めてお伺いします。

多子世帯応援給付事業について、この事業概要、事業目的、開始年度、実績等々、まずお伺いをいたします。

○委員長（丹 正臣君） 御代田こども・子育て応援課副長。

○こども・子育て応援課副長（御代田知香君） お答えいたします。

本事業は、第3子以降を出生した際の経済的な負担の軽減を図り、出生数の向上を目指すものとして、平成30年度に開始しております。

事業の概要といたしましては、平成30年4月1日から第3子以降を出生した場合、支給対象児1名につき給付金として20万円を支給するものであり、対象者につきましては、住所要件を

はじめ税の滞納がないことなどの要件を満たしている方としております。

これまでの支給実績であります、平成30年度が20名、平成31年度・令和元年度が15名、令和2年度、現時点で21名の方に支給をしているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） そこで、冒頭で申し上げましたとおり、健全化計画の中で歳出抑制の見直しの中で廃止となりました。再確認をします。健全化でお金がないからやめたのではない。恐らく、10月に示されたときには既に廃止事業となっているので、この3か年継続してきたの部分が達成されたとか、そういった事情があると思いますので、健全化計画ではない廃止理由について、改めてお伺いをします。

○委員長（丹 正臣君） 藪中こども・子育て応援課長。

○こども・子育て応援課長（藪中洋行君） 事業廃止の理由といたしましては、ちょうど1年前ほどになりますが、令和2年度の予算編成時において、事業開始からおおよそ2年が経過するに当たっての事業の効果について検証いたしました。

事業の効果といたしましては、多子世帯の子育てに関わる経済的な負担軽減につながる支援となっていると思われる一方、出生数の向上の点については、実績からも目に見えた効果があったとは言えなかったこと、また、これまで母子手帳交付時には直接事業の案内を行ってきたところですが、その際の保護者のやり取りの中で、この事業の実施が第3子以降の出生の後押しになったという声を聞くことができなかったこと、この2点が主な理由となります。

事業の在り方を検討していく中で、令和元年度末をもって事業を廃止することについても検討しましたが、第3子目以降のお子さんを妊娠中の方には給付金の支給についての案内済みであることや市民への周知期間を設けるために令和2年度においては事業を継続することとし、令和2年度末において事業が終了する予定である旨を子育てガイドブックなどにおいてお知らせしてきました。

このように、本事業につきましては、令和2年度の予算編成時において見直しを含めて検討してきたものであり、事業の目的が達成されているか、費用対効果などを検討してきた結果、一度ここでこの事業の在り方を見直すということで、この事業について廃止する予定として決めていたもので、今年度策定されました財政健全化だけを理由に事業の廃止に至ったものではありません。

加えさせてもらいますが、この事業については廃止となりますが、出生数の向上は重要な課題であることについては認識しております。出生数の向上につながる子育て世代の支援としては、特別保育推進事業や産後ケア事業についても補助内容の拡大などの見直しを行ってまいりますし、また、保育料の算定に当たっては旧年少扶養控除等のみなし適用による保育料の軽減についても継続実施することとしております。

今後においても、実施事業の検証を行いながら出生数の向上に向けて取り組んでいきたいと

思っております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。谷 守委員。

○委員（谷 守君） 私から交通安全対策費の交通安全対策推進事業についてお聞きしたいと思います。

話の趣旨は、今西川委員が行われましたので、一部廃止された事業についてということでお聞きしたいと思います。

まず、3年度の事業の中身が士別市交通安全運動推進委員会補助金ということで、125万円計上されています。同じく2年度の予算説明によると、これに加え士別地区交通安全協会連合会補助金12万円というのと、あとチャイルドシート保守点検・貸出事業というのが25万7,000円計上されておりました。

ここで後半2つの事業がなくなっているわけですが、それぞれについてなくなった経過、またその理由についてまず説明いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（丹 正臣君） 東川統括監。

○資源循環統括監（東川晃宏君） 私からお答えさせていただきます。

まず初めに士別地区交通安全協会連合会補助金につきましては、財政健全化実行計画を踏まえ、補助金適正化ガイドラインに基づき、団体の決算状況を精査させていただいたところ、現在は内部留保資金が一定程度あることに加えて、自主財源により行政からの支援がなくても当分の間は団体の運営が可能であると判断いたしまして、同じく補助金を協調して支出している近隣の3町や当該団体とも協議させていただき、御理解を経た上で補助金を凍結させていただくこととしたところです。

他方、チャイルドシート貸与に係る保守点検の事業につきましては、これまで交通安全の推進と子育て家庭の負担軽減を目的として実施してきたところではありますが、この事業、平成12年の着用の義務化から行っておりまして、義務化から20年が経過し、広くそういったことが市民に定着していることや実際に貸与しているチャイルドシート、ベビーシートが、メーカーの定める標準使用期間を経過したため、委託先には貸出しに当たって十分な点検をお願いしているところではありますけれども、シートを使用するお子様の安全性と、もしも貸与中のシートの破損等によりましてお子様にけがを負わせてしまった場合は事業主体となる市の責任も問われますことから、令和2年度をもちまして事業を終了することといたしました。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） それでは後半説明いただきましたチャイルドシート保守点検・貸出事業についてももう少し確認したいと思います。

そういった今言った理由等で廃止になったということでありまして、これはチャイルドシートについては10日間の使用期間、あとベビーシートは1年間という使用期限が借りる側

にはあったわけですが、これが2年度でやめて、4月に年度をまたぐような場合ですか、そういった少し細かい点ではありますけれども、そういった点について対処されているのか、されるのか、どういうふうにされるのかということを少し確認したいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 高橋副長。

○自治環境課副長（高橋将人君） お答えいたします。

この事業につきましては3月31日をもって終了しますので、その日に申請して即貸与を決定すれば、その日から借りられるということにもなります。既にその時点で貸与を決定している方につきましては、経過措置として期間満了まで継続して使用することができるものとしてと考えております。そのため、4月以降も継続して貸与を受ける方もいらっしゃいますが、返却先は市役所として考えております。この事業の終了、それから経過措置の点につきましても、現在貸与を受けている方に対しまして、この3月、文書にてお知らせをしているというところでもあります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） もう少しちょっと詳しく確認したいと思います。

それぞれチャイルドシートとベビーシートの既存の台数についてちょっとこの際ですから確認したいと思います。そして、それらについては保守点検事業をやめるということですから、どうなるのか。その点についてもちょっと確認したいと思いますので、答弁お願いいたします。

○委員長（丹 正臣君） 高橋副長。

○自治環境課副長（高橋将人君） お答えいたします。

市が現在保有しているシートの台数につきましては、ベビーシートが66台、それからチャイルドシートが14台ございます。これらにつきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、メーカーの定める標準使用期間を経過しているということから、使わなくなったものについては適宜廃棄処分と考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 谷委員。

○委員（谷 守君） それでは最後に、今後の展開というか廃止後の取組について確認したいと思います。

メーカーが推奨する耐用年数が過ぎた中で安全性がなかなか取れないという中で、本市としても責任が負えなくなるという中で一応廃止となったわけですが、そういった恐らく既存の台数にはそのものがほとんどだったと思うんですけども、そういった中で令和2年度までは取り組んでいたけれども、令和3年度ではそういった安全性等を考慮してやらないという形ではありますけれども、話が、結論がもう出ていますので前後するわけではありますけれども、これは、さらにこの今後の取扱いということで3点ほどまとめてお聞きしますので、確認したいと思います。

まず今後の利用者への対応。先ほどもちらっと触れておりましたが、来年の4月以降からの取組や周知方法をどうされるのか。これが1点。

それと、過去のこの議場でも話題になりましたけれども、安全性が保たれないという中でも今まで使っていたということで、本市独自で月の使用数が一桁、5件前後という使用の中で、安全性を考慮しながら継続できないのかということが2点目。

それと、これは当初道路交通法の取決めの中で所管したと思うんですけども、同じくそういった考えの中で、今後、子育て支援の中で取組はできないのか。

最終的には安全性が保てないからということであれば、ちょっとこの質問はタブーになるかもしれないですけども、その辺の取組を確認したいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 東川統括監。

○資源循環統括監（東川晃宏君） 私から、2点目の問合せの部分について答弁させていただきます。

委託しないで本市独自で引き続き貸出ししていけないのかという部分ですが、平成12年のこのチャイルドシートの着用の義務化から、各家庭がその当時は即対応することが難しいだろうという判断がありまして、行政のほうで貸出しをした事業であります。

先ほども申しましたように義務化から20年が経過したということで、交通安全対策としての一面としては一定の役割を果たしたものと考えます。この間、保護者間でそれぞれ持っているシートを融通し合っているともお聞きしておりますし、また現在ではシートを宅配でやり取りするレンタルサービスなどもございます。事業を行政として継続していくためには、シートの更新という部分をしていかなければなりませんので、今現在その財政健全化に取り組む現状の財政状況の中では難しものと考えているところであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 御代田副長。

○こども・子育て応援課副長（御代田知香君） 私のほうからは、利用者への周知の部分についてお答えをさせていただきます。

ベビーシートにつきましては、保健福祉センターで母子健康手帳の交付時に妊娠や出産に関する各種制度を案内するために、妊婦さんへのお知らせを配付しておりまして、ベビーシートの無償貸出しについてこれまでについてはお知らせをしていたところですが、現在は貸出しが終了になることのお知らせしております。

チャイルドシートにつきましては、申請時に窓口において令和3年3月末をもって貸出しが終了になることのお知らせすることとし、併せて過去3年間の利用者に対し個別に通知することとしております。

その他の周知の方法といたしましては、市のホームページにおいて終了について掲載しているほか、広報4月号で掲載を予定しております。

あと、利用者からの相談ですとかお問合せについてですが、現在のところはそういった声は

寄せられておりません。また、保健福祉センターで母子健康手帳の交付時において終了の案内をしているところですが、その中でも御相談ですとか問合せは、ない状況となっているところ  
です。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 藪中課長。

○こども・子育て応援課長（藪中洋行君） 私のほうから、今後、子育て支援事業として事業を継  
続していくかどうかというところについてお答えしたいと思います。

先ほど答弁しましたように、事業を継続するためにはシートの更新が必要であり、繰り返し  
になりますが、着用義務化から20年が経過して広く義務化が市民に定着しているという現状や、  
シートのレンタルサービスなども普及してきているということから、また財政健全化に取り組  
む現在の財政状況では、子育て支援として事業を継続していくことも難しいと考えております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。村上緑一委員。

○委員（村上緑一君） それでは、除雪サービス事業について伺いたいと思います。

今シーズンは本当に士別市も雪の多い年でありまして、高齢者にとりましては生活上大変な  
年だと思しますので、この除雪サービス事業について伺いたいと思います。

まず最初に、除雪サービス事業の内容と目的についてお願いしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 吉尾介護保険課高齢者福祉係長。

○介護保険課高齢者福祉係長（吉尾 渉君） お答えいたします。

除雪サービスは、士別市の介護保険条例第38条の高齢者福祉事業、こちらに高齢者の居宅生  
活の支援として行う在宅生活支援に関する事業として定められています。士別市の介護保険総  
合条例施行規則第59条に、当該事業は、自立者、要介護者を介護する者及び援助を必要とする  
者に対し、在宅生活を安心して送ることができるよう高齢者の福祉の増進並びに介護の社会化  
を推進することが目的となっています。

除雪サービスの内容でございますが、大きく分けて2つになっております。通路除雪と屋  
根・軒下の除雪という形になっておりまして、通路除雪はおおむね10センチメートル降雪があ  
った際に幅80センチメートルの範囲で自宅から通路までの間を除雪するサービスとなっております。  
屋根・軒下の除雪につきましては、対象者、認定した市民の方から必要の都度、市役所  
に除雪をしてほしいよという申出を受け、実施をしているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 本当に高齢者にとっては必要不可欠といえますか、冬を越すためにはそう  
いう支援が本当に必要な年だと思えます。また今年は特に。

その中で確認なんですけれども、除雪サービス事業の高齢者の定義といえますか、年齢、ま  
た例えば介護とか、障害者とかまたそういった決まりも含めてちょっと説明をお願いしたいと

思います。

○委員長（丹 正臣君） 吉尾係長。

○介護保険課高齢者福祉係長（吉尾 渉君） お答えいたします。

除雪サービスにつきましては、冬期間除雪の労力等の確保が困難な方に対して行っております。日常生活に必要な通路及び居宅の屋根、窓といったところの除雪を行っている事業となります。

条件としては、先ほど委員がおっしゃられたように年齢の部分ですとか障害といった部分を設定しております。まず、年間の収入が一定額未満である世帯のうちから、高齢者であれば65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯、また、障害世帯であれば3級以上の身体障害者手帳を有している世帯、また、心身障害など特定の疾患等によって除雪が困難であるという事由によって認められている世帯、その他は、市長が特別に認めた世帯という形でサービスを提供しております。

この中で、共同住宅、アパートですとか入り口が複数の方が使われるような住宅、そういったものに関しては対象外とさせていただいているほか、身体障害者の方の中で聴覚障害及び言語障害者の場合は、こちらもお対象外とさせていただいております。

また、その世帯の方が長期的に入院されている場合ですとか旅行で在宅状態にない場合につきましては、その期間において対象外とさせていただいております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 先ほども、今年は特に今シーズンは多かったということなんですけれども、この除雪サービス事業の近年のまず状況をちょっとお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 吉尾係長。

○介護保険課高齢者福祉係長（吉尾 渉君） お答えいたします。

まず先ほど申し上げたとおり2つの種類の除雪のサービスという形でサービスを提供している中で、通路除雪の認定件数です。平成28年度が140件、平成29年度が148件、平成30年度が156件、令和元年度が154件、令和2年度が2月末までに147件を認定しております。

続いて、屋根・軒下の除雪の認定件数ですけれども、平成28年度が144件、平成29年度が161件、平成30年度が173件、令和元年度が162件、令和2年度が現在までに150件の認定をしているという状況になっております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 今年は少し増えているように思えたんですが、ちょっと実際には減っている感じなんですけれども、その要因は何か分かりますか。増えていると思っていたんです。

○委員長（丹 正臣君） 青木介護保険課長。

○介護保険課長（青木秀敏君） お答えいたします。

現状、本当に高齢者が増えていく中でサービス利用者も増えていくのではと私どもも思っておりますけれども、一方ではサービスとか、介護保険のサービスが充実してきているというところもあって、施設入所者ですとか、または今は高齢者もだんだんとこれから下降傾向になっていたりですとか、あと住環境、こちらのほうで例えば公営住宅ですとかそういったところにも除雪の要らないタイプですとか、そういったものも出てきておりますので、また高齢者のその世帯の状況にもよると思うんですけれども、また今後増える要因もあるのかなとは思いますが、また一時的なものと思えられるところもあると思いますので、今後の推移をちょっと見守っていきながら、状況の推移は見ていきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） その中で、今回の除雪サービス事業が昨年と比べまして減額されている。

こういった理由についてお聞きしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 吉尾係長。

○介護保険課高齢者福祉係長（吉尾 渉君） お答えいたします。

令和2年度と令和3年度の予算の比較というところでございます。

令和2年度が1,358万9,000円という形で予算計上させていただいておまして、令和3年度につきましては1,179万6,000円と、金額の差額で申し上げますと179万3,000円減額させていただいております。減額の理由といたしましては、本年除雪作業に使う中型除雪機を1台購入しておまして、その費用が77万3,000円、こちらをまず減額させていただいております。そのほか、その除雪機導入による作業時間の減少ですとか、ここ数年での申請数の減少、作業依頼を受けてから作業実施するんですけれども、その1件当たりの作業時間、こちらなどの推移を加味しまして除雪費用を減額させていただいたということになります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 減額は機械の導入を含めて様々な要因があるということですが、それでは令和3年度は今までどおりこの除雪サービスを安心して受けられる予算ということですね。ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 青木課長。

○介護保険課長（青木秀敏君） お答えいたします。

まずは費用面ということで、新年度の予算額、先ほどもちょっと説明いたしました、まずは高齢者の生活に必要な不可欠となる通路除雪、こちらについては冬期間のシーズン契約となっておりますので、大きな契約による増減はないところと考えております。

やはり影響を受けるところといたしましては、天候に影響を受ける降雪、そういったことに影響を受けやすい屋根・軒下の除雪があると思います。こういったものを過去5年間の実績を基にしながら新しい年度の積算をしているといったような状況になっております。先ほど委員

からもありましたように、令和2年度では本当に降雪が多い年であったかなという印象があります。そういった中にあっても予算に不足は今年度も生じていないような状況でありまして、決算見込みから今回の定例会の最終日の補正予算として200万円の減額補正を今上程しているところでありまして。

また、除雪サービスの実施体制というところでは、委託事業者でありますけれども、企業組合という形で行っていただいておりますけれども、そういったところで日々の作業件数の連絡ですとかそういったものの状況を押さえたり、降雪の状況ですとかそういったものを考えながら企業組合のほうで作業員を確保しながら、除雪の体制を組んで対応していただいている状況でありまして、新年度においてもそういったサービス提供が可能なのかなと考えているところではあります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） 緊急通報サービス事業について伺います。

現在、本市で見守り、それから安否確認が必要な方々が安心して暮らせるように、これは自治会と民生委員との連携で社協が中心となって家庭訪問や電話等による、いわゆる福祉パトロール、それから、本市では高齢者支え合いのための協力事業所の登録制度などがあります。これらは24時間体制というわけにはいかないのですが、この緊急通報サービスがこれらをカバーする事業として有効でしかも効果的な事業だと思います。

そこでこのシステムはいろいろな種類があると聞いていますけれども、ボタン、スイッチを押して自ら通報するもの、あるいは人の動きによって感知をするもの、あるいは熱を感知するものとあるのですが、現在どのようなシステムが主流となっているのか。さらに、本市はどのようなシステムを採用しているのか。さらに令和3年度は拡大して事業するということですが、今後、具体的なシステムの内容も含めて、より有効なシステムを導入する予定があるのか、まずお伺いしたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 吉尾係長。

○介護保険課高齢者福祉係長（吉尾 渉君） お答えいたします。

緊急通報サービス、こちらは先ほどの除雪サービスと同じになるのですが、士別市の介護保険総合条例第38条の高齢者福祉事業に規定されておりまして、様々な見守りのサービスがある中で、24時間機械を通じてそういった緊急通報の発報ができるという形のサービスを提供させていただいております。こちらにも規則63条に高齢者及び障がい者などに対して緊急通報装置を貸与しまして現在は電話回線を介して災害、事故、急病、その他緊急時における緊急活動の迅速な対応を図ることを目的として貸与しているところでありまして。

主に、本年つけている緊急通報装置の機器が2種類、こちらにも2種類になります。緊急通報装置の本体、いずれの2機種とも本体とペンダント式の緊急発信機、また火災とガスセンサーを設置しているもの、2機種になります。このうち1機種につきましては、さらに人感センサ

一ということで、主に活動の拠点となります居間に人感センサーを設置させていただいて、そのセンサーが反応することによって、その方が活動されているという確認が遠隔でも分かるというシステムになっております。

いずれのものも、もちろん人感センサーがついていないものも本体にボタンがついておりまして、緊急通報したいんだよ、もしくは困り事があったときにはそのボタンを押して、24時間対応のコールセンターへとつながるような形になります。そこで実際の困り事ということを開きまして、実際に消防車を呼んでほしいということがあれば消防署へ連絡をさせていただくような形でサービスを提供しているところです。

また先ほどの人感センサー、こちらにつきましては、ついている方の日々の生活のリズム、朝大体何時くらいに起きて、それぐらいからセンサーの反応を通常であれば何回ありますよというところから極端に少ないようなことがございましたら、どうしましたかという形で機械のほうからお問合せをさせていただくという形になります。その際、返答等がなければ緊急協力員という方が実際現場に行って確認するような形で運用しているというところです。

新年度におきましては、今までこちらの機器が電話回線を必要とするものでございました。なので電話回線を有していない家庭にはサービスの提供が困難でございました。令和3年度から、これを解消するために携帯型緊急通報装置というものを導入しまして、電話回線を持っていないんだよという家庭、世帯に関してもサービスを拡大するよう予算を計上したところです。以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それで、通報があつて、あるいはその人感センサー、これは24時間で感知するわけです。相当シビアに監視するわけですが、本人の意向もあると思うのですが、極端に言えば、動きが止まっている、普通の生活リズムが今日ちょっと変わっているというときに感知するというわけです。この通報なり、その感知をして状況確認までの流れ、それからこれは種類によるんですけども、1個当たりの設置費用を参考までにお伺いしたい。

○委員長（丹 正臣君） 吉尾係長。

○介護保険課高齢者福祉係長（吉尾 渉君） お答えいたします。

まず通報に至るまでの流れでございます。通常の部分は先ほど申し上げたとおりボタンを押して、その場でお話ししてもらおうという形になるのですが、人感センサーにつきましては、その人の生活リズム、例えば9時に起きて、12時に御飯を食べてというリズムがあると思うので、そういったものを日々モニタリングしておりまして、その反応がなかった際にまず機械から本人に問いかけを行います。センサーの反応がないので、何かありましたかということでその機械を通じて本人に照会をするという形になります。そこに対して何の反応も見られない場合、そのときに緊急協力員というのを各世帯の方には選出してもらいまして、その方に御連絡をさし上げて、反応がないので様子を見てきてくれないかという形で現場を見ていただくような運びとなります。その現場を見にいった段階で、もし反応がない、そういつ

たことがあればそのまま救急車を手配させていただくという運びとなります。

あと、費用です。これが設置費用とコールセンターの費用という部分になってまいります。今、ついている人感センサーつきのものですが、その設置の費用とコールセンターの費用、合わせて1か月1台4,000円弱の経費がかかるような形になります。人感センサーがついていないものが3,000円強といったところの費用となります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それから、令和3年度の期首で緊急通報サービス事業が必要と思われる世帯、これは難しいかもしれないけれども、推定で結構ですので、どれくらいあるのかと、それから、これはそれが出れば分かるんだと思うんですけども、いわゆるカバー率です。この通報システムのカバー率と併せて、これは過去3か年くらいで結構ですけども、年間通報件数がどのくらいあるのか、最後ですけども、これも非常に難しいかもしれませんが、この通報サービスで大事に至らなかったという言い方はどうなんでしょうか、命が救われたというケースは確認しているだけでどの程度あるのでしょうか。お伺いします。

○委員長（丹 正臣君） 吉尾係長。

○介護保険課高齢者福祉係長（吉尾 渉君） まず、私から今、3か年の通報実績とそういった事実があったかないかというところについてお答えさせていただきます。

平成30年度、これが全体の通報数が787件でした。実際救急車が出たのが、救急通報となったのが17件、うち、この人感センサーが働いたことによって行ったところが2件となります。令和元年度につきましては、全体が393件、そのうち救急通報が17件、人感センサーを通じた通報はございませんでした。令和2年度ですけども、2月末時点の数字となりますが、全体326件、うち救急通報は26件となっています。本年度も人感センサーについてはゼロ件となっています。

30年度の人感センサーの部分になりますけれども、この人感センサーによって実際に救急出動された後の対応という形になりまして、1件につきましては、既に意識不明の状況でございました。後日お亡くなりになったというところでこちらも確認をしているところです。もう1件につきましては、室内で転倒されて骨折をされて動けなくなってしまったという形を受けまして、その後、緊急協力員が現場を発見して救急通報していただいて、大事には至らなかったというところで聞いております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 青木課長。

○介護保険課長（青木秀敏君） 私から、新しいサービスのほうの対象人数等々の把握状況といたしますか、そういったところについてお答えしたいと思います。

まず新しいサービスの対象の方ということですが、実は介護保険課でも関わりのある世帯で、対象世帯にそういった電話を持たない要望、必要な家庭というのがありまして、そういったと

ころに緊急通報の必要性はあったのですけれども、電話回線がないということで、そういった問題を何人か抱えてきた中で、そういった新しいサービスの案内とかもありまして、そういったものをまず入れてみようではないかということで、そういったものを手始めとして今回対象世帯は1世帯だけですけれども、そういった形でまずは導入していこうということで考えております。

また、今後いろいろ携帯電話等の普及、そういったものもありますので、そういったものを介してもしかしたら緊急通報サービス、それも同じような携帯電話のような形を取っておりますので、もしかしたらその携帯電話でどこか登録しておきまして、そこに連絡がつくのであれば緊急通報が要らないですとか、将来的にはそういった形になるのかもしれないですし、そういった高齢者への普及といったところを考えると、また時代がいろいろ変わっていくのかなと思います。

また様々な、いろんな電気ポットにセンサーをつけたりですとか、そういったことで感知をして動きがあるんだというセンサーですとか、そういったドアの開閉ですとか、そういったものにつきましても新しい機材が出ておりますので、今後、今のシステムがリース期間終了しておりますので、結構費用が安くなっておりますので、長めにちょっと使いたいなという思いはあるのですけれども、機器の更新という形で今後必要になってくると思いますので、そこに照準を合わせた中でいろんな制度設計ですとか、いろんなタイプのものを含めて検討していければと思いますし、費用対効果ですとか利用者負担の在り方、こういったものについても検討していかなければならないなと考えております。

利用率というか普及率の関係でいきますと、高齢者世帯の把握というところでも可能なんですけれども、対象者が身体状況がどうなのかといったところが把握できないことからそういった普及率というのはなかなか算定するのは難しいのかなと考えておりますけれども、一つの要件として85歳以上の世帯、単身世帯ですとか老夫婦世帯というのがございまして、こちらのことを考えると2月末の設置件数が133件のうち85歳以上の高齢者世帯の設置が98世帯ということになっておりまして、市が行っている高齢者の実態調査の結果から推計すると85歳以上の世帯数が、入院とかそういったものを押さえている範囲でなんですけれども、除いたり、施設入所者も除いたりということで計算しますと約480世帯ということになっておりますので、この部分に限って想定した場合の利用率という形で申し上げますと、約20%程度という形となっているところです。

普及率については以上です。

○委員長（丹 正臣君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） この制度、地味ですけれども、行政の役割として非常に大切だと思っております。そういう意味では、今普及率が推計ですけれども、20%。これは低いか高いか考えるところですが、一般的には低いのではないかなと思います。

それで、先ほど答弁にあった費用対効果も含めて検討するというのは、この費用対効果はな

じまない事業だと思いますので、そういう意味ではこの普及について精力的に取り組んでいただきたいということを申し上げて、この質問を終わります。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。渡辺英次委員。

○委員（渡辺英次君） 私からは、私立認可外保育所運営補助事業について質問させていただきます。

予算書では101ページ、予算説明資料では15ページに記載されております。

まず、令和3年度の予算額を見ますと745万2,000円、それで昨年令和2年度の予算を見ますと902万4,000円ということで、マイナス157万2,000円、率にしておよそ18%ぐらい減額となっておりますが、まずこの要因と、両保育所の定数及び園児数の過去の5年間の推移、併せてお知らせください。

○委員長（丹 正臣君） 中岡こども・子育て課こども育成係長。

○こども・子育て応援課こども育成係長（中岡賢二君） お答えいたします。

まず、本事業については、市内の私立認可外保育園の運営費の一部を助成するものでありまして、現在士別市においては、士別南町保育園、そしてこぶたの家保育園の2つの園が事業対象となっております。

減額となった要因としましては、士別南町保育園の令和3年度職員体制における常勤保育士1人、非常勤保育士1人の減によるものと、また同じく士別南町保育園の園児数が前年度から見て大幅に減少したことによるものであります。

本事業の補助対象、補助基準は、士別市認可外保育所運営事業補助規則で定めておりまして、保育士については年額単価での助成、園児についても1人につき月額単価での助成を補助対象としておりますので、今回の士別南町保育園の保育士、園児が減少したことを基準に当てはめた結果の減ということが主な減額要因ということになっております。

また、次に御質問のありました定数と過去5年の園児数の推移につきましてですが、まず、士別南町保育園の過去5年間の定員数については、令和元年度までは40人、令和2年度には30人に変更という形になっております。園児数については、各年度4月1日時点の人数ですが、平成28年度36人、平成29年度36人、平成30年度27人、令和元年度31人、令和2年度18人となっております。令和元年度から2年度で特に大きく園児数が減少しております。

次に、こぶたの家保育園の定員数は過去5年間変わらず36人ということになっております。園児数ですが、こちらも同様に各年度の4月1日時点での人数であります。平成28年度22人、平成29年度20人、平成30年度21人、令和元年度20人、令和2年度23人となっており、ほぼ横ばいで推移をしております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 私の住んでいる自治会でも、平成26年まで観月保育所ということで運営をしております。それに関わっていたこともありまして、その運営内容についてなかなかその

園児数が減ると厳しいという現状も知っておりまして、当時いろいろ担当部署のほうにもお願いに行ったりしたこともありました。そういったことも踏まえた上で、今改めて聞くと、南町保育園に関しては、令和2年度から定数を10名削減したということで、併せて児童数の減少が目立っているのが現状だということですね。

そして、ここに園長がいらっしゃるののでやりづらいのですけれども、こぶたの家保育園にしましては定員36名なんですけど、過去5年間見ても13、14人くらい定数より少ないという状況で運営しているのが今の現状となっております。

それで、先ほど御説明いただいたとおり、補助に関しては運営規則によって、基本額、保育士数等々に定めのとおり補助されているわけですが、やはりその園児数が減ることによって保育料も大幅に減ることからなかなかその運営って大変だと思うんです。それで例えば例で言うと、先ほどお話ししました観月保育所で言うと、例えば20年以上働いている保育士の給料がなかなか上げられなかったり、その職場としての環境としての整備もなかなか整わないという現状もありましたので、現段階で今その規則に沿って補助いたしておりますが、運営内容についてはどのように両保育園から、両というか南町保育園のほうで構わないんですけれども、どのようなお話があるのか、お聞かせください。

○委員長（丹 正臣君） 藪中課長。

○こども・子育て応援課長（藪中洋行君） ただいまの御質問にお答えいたします。

運営内容につきましては、毎年、年に2回ほど開催しておりますが、認可外保育園の園長会議ですとかで運営状況については確認させていただいております。また、2年ほど前から開催しております幼稚園等も含めた児童保育施設等の園長が集まる会を設けて、情報交換会ということで日々運営状況などについてはお伺いしている状況です。

また、来年、次年度の運営が厳しいという場面があるときには、個別で御相談いただく中で運営状況を把握しております。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） それで、今回取り上げさせていただいた目的というか、課題提起という意味で今回取り上げさせていただいたのですが、この私立の認可外保育所に関しては定数が割れているのがもうここ数年続いていると。一方では市立の認可保育所に関しましては、待機児童もいるということもありますし、あるいは兄弟なんですけど要件によっては違う保育所に行かざるを得ないといったような課題もあるということで、この私立の認可外の保育所と、市立の保育園のお互いのその課題を解消させるために、これまでのように市立と私立という、分ける考えももちろんいいんですけれども、例えば案として、認可外保育所の運営費の中で一番やはり大きいのは職員費だと思うので、例えばその職員を市が採用して、運営自体を例えばその運営形式をその認可外保育所の変えるであるとか、例えばその市立の保育園の待機児童をどうしてもやはり保育所に入れたいといった場合にそれを例えば認可外保育所にどのようにこう児童を

マッチングさせるかとか、新たなそういう取組が必要だと思うんですけども、今後その待機児童解消と認可外保育所の園児数の不足というか足りていないという部分を何かマッチングさせて解消する方策というのは、今後、お考えあるのでしょうか。

○委員長（丹 正臣君） 藪中課長。

○こども・子育て応援課長（藪中洋行君） 御質問にお答えいたします。

ここ数年、認可保育園、士別市立保育所においては待機児童が発生している状況にあります。これについては、子供の数は減少しているのですが、保育所を利用する数は減っていない状況がありまして、お子さんがゼロ歳や1歳など、小さい頃から保育所に預ける方が増えてきている様子が見えてくると思います。

市の認可保育所に入所できない場合には、入所保留の御案内をするとともに、認可外保育所や幼稚園や認定こども園などの御案内をしているところです。ただ、昨年までの傾向といたしましては、このような御案内をしますけれども、それぞれの保護者の希望があることから、市内の保育施設等にバランスよく入っていただけるという状況にはなっていないところです。ただ、このような状況については、今後も子供の数が減っても、預ける方の数は変わらないという状況はしばらく続いていくと私どものほうでも考えていますことから、この現状のままでは市立認可保育所の待機児童が解消されるということにもなりませんし、定員割れしております認可外保育所の利用が増えるということにもならないとは考えております。

また市全体の課題といたしまして、あさひ保育園であるとか、地域保育園の園児数が減ってきているという課題などもありますし、皆さん御承知のように、保育士等も市全体で不足しているという課題がたくさん出ているような状況であります。これについては、先ほどお話ししましたように、こういう状況があるということ把握していますので、市内全体で保育施設等と確認し合わなければならないということで、先ほど申し上げましたとおり、2年ほど前から園長を集めて情報交換をしているところです。

それで来年度、今申し上げました課題が山積みになっているということもありますので、またさらに関係機関と情報交換をしながら協議を行い、市の全体の保育環境の在り方について検討していきたいと、進めていこうと考えているところです。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） ほかに御発言ございませんか。国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） 交通安全対策について質問いたします。

先ほど谷委員が質問されましたので、最初この予算969万円について聞こうと思ったのですが、そこは割愛いたします。

それで、1点に絞ります。道路交通法第38条の問題です。

この38条は、私が何度も取り上げているとおり、横断歩道における歩行者優先です。これが特に信号のない横断歩道の場合になかなか守られていない。渡ろうとする歩行者がいるのに車が止まらないと。J A Fが何度か調査していますが、1割台の停止率だったり、多い県でも20

から40%というところですが。それで特に本市においても、冬の間、横断歩道が積雪に覆われて横断歩道自体が見えないという問題があります。ただ、一昨年の子ども議会での質問を機に、この道路交通法第38条を守ろうという意識も出てきて、去年から市の公用車だとか半官半民の団体だとかの車に、横断歩道で止まりますというシールを貼っている例が見かけられるようになりました。

やはりこの38条、横断歩行者の優先というのを今後とも遵守していくためにも、この交通安全対策費を使って一層遵守を呼びかけていかなければならないと思うのですが、その辺、予算措置としてはどういうものがあるのか、それからこの意識の高揚はどうするのか、お答え願いたいと思います。

○委員長（丹 正臣君） 東川統括監。

○資源循環統括監（東川晃宏君） 私からお答えさせていただきます。

道路交通法第38条の関係につきましては、委員おっしゃるとおりこれまでも何度かこの議場の中で取り上げられておりまして、私たちもそういった意識啓発に努めているところであります。また、その冬期間の横断歩道が見えないということにつきましても、令和元年の第4回定例会で御質問いただきまして、その指示標示が見えないよという話で、いやそれは指示標識により認識してもらうことになるんですという話はさせていただいたところです。そういった中で、少しこの間行政としての取組、どういったことを歩行者優先ということで取り組んできたかということで、ちょっと実績をまず先に申し上げさせていただきたいと思います。

委員おっしゃっていただきましたように公用車にマグネットシートのステッカーを貼り付ける取組として、近隣の3町と一緒に協力をいただいて、4月から合計165台の公用車でまず実施をしています。

さらに、安全運転管理者協会及び同事業主会でも、この取組に賛同いただきまして、事業主会が作成しました公用車につけているステッカーとほとんど同じデザインのステッカーを500枚、これを134の安全運転管理者協会の会員の事業所に配付いたしまして、8月から取り組んでいただいているところであります。また、団体によりましては、それをパウチにして車両に貼っているところもございます。

また、その安全運転のその事業主会が会員の事業所に向けて発行している交通安全の情報、これはファクスで流しているんですけども、繰り返しこの歩行者優先の取組については啓発をしてきておりまして、具体的には今年16回これまで発行していますが、そのうちの5回にはこの歩行者優先の取組について理解を求めるように啓発もしてきているところであります。

また、交通安全協会中央支部による事業所訪問の際には、歩行者優先を訴えるチラシを300枚配付して団体で啓発を行ったほか、事業所の安全大会や交通安全教室においても講話の内容に歩行者優先を盛り込むこととしてチラシを配付して呼びかけてきたところであります。

このように市としての予算を多く割いているわけではありませんけれども、関係団体等と連携した歩行者優先の取組が成果として一部出てきてもいるのではないかなと考えているところ

でもあります。ただ、この現状が終わりという形では考えておりませんので、市民をはじめこうした歩行者優先という取組、考え方がこれからも定着されますように引き続き継続して啓発には取り組んでいく考えであります。

以上です。

○委員長（丹 正臣君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） この件で特別予算措置を盛り込んでいるわけではないという認識でよろしいですね。前も言いましたけれども、愛知県のみよし市に行きましたら、もう公用車は絶対に横断歩道で減速して、人の影があったら停止すると。やはり公用車が横断歩道で歩行者をひいたら大変なことになるという認識を持っていますので、やはり友好都市である土別市でもこの取組を進めていってほしいと思います。

---

○委員長（丹 正臣君） 本日の委員会はこれをもって終わります。

なお、明日は午前10時から委員会を開きますので、御参集お願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 4時24分閉議）